

DC51

64

極秘

昭和十八年七月三十一日現在

南方經濟對策 (改訂版)

大東亞省連絡委員會第一部會

調製年月日	昭和十八年九月三十日
部數及一連番號	五〇〇部中第八四號
枚數	百九十八枚



0021382-000

DC51-64

南方經濟對策

大東亞省連絡委員會第一部會

改訂版
1943

ADC

DC5.1
64



991564

註

本改訂版ハ南方經濟對策ニ關スル舊第六委員會並ニ昭和十八年七月三十一日現在ニ於ケル大東亞
省連絡委員會第一部會ノ決定事項ヲ輯録セリ但シ舊第六委員會決定ノモノニシテ年度經過等ニ依
リ實效ヲ失ヒタルニ、三ノ決定ハ之ヲ削除セリ

尙元第五委員會關係ノモノニシテ參考トナルベキモノハ之ヲ掲記セリ

目次 (事項別)

(一) 甲 地 域

第一、一般事項

(參考)

一、第六委員會設置ニ關スル件	昭一七、勅令第七一〇號	一八
二、第六委員會規程	昭一七、閣議一、昭一八、大東亞省連絡委員會部會ニ關スル件	一九
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	二〇
	昭一八、南方甲地域經濟對策要綱	二三
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	二二
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	二一
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	二〇
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	一九
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	一八
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	一七
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	一六
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	一五
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	一四
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	一三
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	一二
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	一一
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	一〇
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	〇九
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	〇八
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	〇七
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	〇六
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	〇五
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	〇四
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	〇三
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	〇二
	昭一八、大東亞省連絡委員會第一部會規程	〇一

三、南方經濟對策要綱……………二〇

四、南方經濟對策要綱ノ説明……………二九

五、南方經濟處理ニ關スル件……………二〇

六、南洋方面ニ對スル經濟問題處理ノ爲企畫院内ニ關係各省ノ打合委員會ヲ設置スルコト……………四〇

七、第五委員會規則……………四〇

第二、産業開發

甲、鑛業關係

一、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者……………四三

二、同 右……………四四

三、同 右……………四六

四、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者……………四八

五、同 右……………四八

六、同 右……………四九

七、同 右……………五〇

八、同 右……………五一

九、同 右……………五三

一〇、同 右……………五三

一一、同 右……………五四

一二、同 右……………五五

一三、同 右……………五五

一四、同 右……………五六

一五、同 右……………五六

一六、同 右……………五七

一七、「ポードウイン」鑛山暫定處理要領……………五八

目次

乙、農林業關係

一、南方甲地域ニ於ケル棉花増産計畫要綱及棉作擔當企業者選定ノ件……………五九

二、南方甲地域麻類(苧麻及黃麻)増産計畫要綱……………六三

三、南方甲地域油脂資源對策要綱……………六七

四、南方甲地域ニ於ケル糖業暫定對策……………七七

五、南方甲地域ニ於ケル「キナ」暫定對策……………八〇

六、南方甲地域ニ於ケル「タンニン」材料第一次開發計畫及開發擔當企業者選定ノ件……………八二

七、ビルマ米處理暫定要領……………八八

八、南方甲地域農藥類増産ニ關スル應急對策……………九一

九、南方甲地域林材對策……………九四

一〇、南方甲地域ニ於ケル農林產資源ニ關スル經營擔當企業者等決定ノ件……………一〇〇

一一、同 右……………一〇二

一二、同 右……………一〇三

一三、同 右……………一〇四

一四、同 右……………一〇五

一五、同 右……………一〇六

一六、同 右……………一〇七

丙、水、畜産業關係

目次

- 一、南方甲地域ニ於ケル漁業關係進出者決定ノ件……………(第一次) 昭一六 部會二 決七 追四 定七 ……一〇九
- 二、同右……………(第二次) 昭一七 部會一 決八 定八 ……一一一
- 三、同右……………(第三次) 昭一八 部會一 決八 定八 ……一一二
- 四、同右……………(第四次) 昭一八 部會二 決四 定四 ……一一三
- 五、同右……………(第五次) 昭一八 部會六 決五 定五 ……一一三
- 六、南方甲地域ニ於ケル製鹽業關係開發擔當企業者決定ノ件……………(第一次) 昭一七 部會七 決七 定七 ……一一四
- 七、南方甲地域ニ於ケル畜產資源開發擔當企業者選定ノ件……………(第一次) 昭一七 部會七 決七 定七 ……一一四
- 八、同右……………(第二次) 昭一八 部會一 決八 定八 ……一一五
- 九、同右……………(第三次) 昭一八 部會二 決四 定四 ……一一五
- 一〇、同右……………(第四次) 昭一八 部會六 決五 定五 ……一一六

- 一一、南方甲地域ニ於ケル皮革對策及擔當企業者選定ニ關スル件……………昭一七 部會七 決七 定七 ……一一七

丁、工業關係

- 一、南方甲地域ニ於ケル紡織工場擔當企業者等選定ノ件……………(第一次) 昭一七 部會七 決七 定七 ……一一三
- ……………(第二次) 昭一七 部會八 決八 定八 ……一一三
- 二、對南方紡織設備移駐計畫要綱……………昭一八 部會四 決七 定七 ……一一四
- 三、南方甲地域煙草工場委託經營ニ伴フ暫定對策……………昭一七 部會八 決八 定八 ……一一九
- 四、南方甲地域プタノール工業對策(附)燃料用酒精工業應急對策……………昭一八 部會三 決一 定一 ……一二一
- 五、スマトラ「トバ」湖第一期發電工事ニ關スル件……………昭一八 部會五 決七 定七 ……一二四
- 六、南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件……………(第一次) 昭一七 部會四 決一 定一 ……一二五

日

七、南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件……………	(第二次)	昭一七	部	會	決	一三七
八、同右……………	(第三次)	昭一七	部	會	決	一四一
九、同右……………	(第四次)	昭一七	部	會	決	一四三
一〇、同右……………	(第五次)	昭一七	部	會	決	一四六
一一、同右……………	(第六次)	昭一七	部	會	決	一四八
一二、同右……………	(第七次)	昭一八	部	會	決	一四九
一三、同右……………	(第八次)	昭一八	部	會	決	一五一
一四、同右……………	(第九次)	昭一八	部	會	決	一五八
一五、同右……………	(第十次)	昭一八	部	會	決	一六一
一六、同右……………	(第十一次)	昭一八	部	會	決	一六三
一七、同右……………	(第十二次)	昭一八	部	會	決	一六五

戊、雜

一八、同右……………	(第十三次)	昭一八	部	會	決	一六六
一九、同右……………	(第十四次)	昭一八	部	會	決	一六六
二〇、同右……………	(第十五次)	昭一八	部	會	決	一六七

一、南方甲地域ニ於ケル研究機關活用要領……………	(第一次)	昭一七	部	會	決	一六九
二、大東亞教育、學術、技術連絡協議會設置ニ關スル件……………	(第二次)	昭一七	部	會	決	一六九
三、南方甲地域重要資源ノ企業化調査ニ關スル件……………	(第一次)	昭一七	部	會	決	一七四
四、重要資源企業化調査擔當者選定ノ件……………	(第二次)	昭一七	部	會	決	一七四

第三、交 易

甲、交易一般事項

目 次

九、南方甲地域木材ノ復ニ依ル海上輸送擔當企業者決定ノ件：
 (第一次) 昭一八 第一八部 會一 決一八 二五二
 (第二次) 昭一八 第一八部 會二 決二四 二五二
 (第三次) 昭一八 第一八部 會二 決二四 二四五
 (第四次) 昭一八 第一八部 會六 決二六 二四五
 (第五次) 昭一八 第一八部 會七 修正追加 二四五
 一〇、イラワシ河(ビルマ)水運ノ運営ニ關スル暫定措置 昭一七 第六委員 會九 決一八 二五三
 一一、南方地域ニ於ケル電氣通信事業委託經營ニ關スル件 昭一七 第六委員 會八 決二二 二五三
第五、金融及保險
 一、南方地域トノ間ノ送金ニ關スル對圓貨換算率等ニ關スル件 (昭一七 第六委員 會一 決二二) 二五五
 二、南方地域ニ於ケル日本側銀行進出ニ關スル暫定措置要領 昭一七 第六委員 會一 決二三 二五六
 三、南方諸地域ニ對スル通貨金融制度ノ基本方針並ニ泰國及佛印ニ對スル當面ノ措置ニ關スル件 昭一七 第六委員 會二 決二九 二五七

四、南方開發金庫運営ニ關スル件 昭一七 第六委員 會三 決二五 二六一
 五、南方開發金庫券ノ發行等ニ關スル件 昭一八 第一八部 會三 決二〇 二六四
 六、ビスマルク諸島、ソロモン諸島及東部ニューギニアニ於ケル使用通貨ニ關スル件 昭一八 第一八部 會七 決二〇 二六六
 七、南方甲地域ヨリノ華僑送金ニ關スル暫定措置ノ件 昭一七 第一七部 會二 決二四 二六七
 八、南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件 昭一八 第一八部 會三 決一〇 二六九
 九、南方甲地域保險事業對策 昭一七 第六委員 會七 決一七 二七二
第六、其ノ他ノ事項
 一、南方資源開發ニ對スル民間人ノ出願等處理ニ關スル件 昭一六 第一六部 會一 決三一 二七七
 二、邦人ノ南方渡航者統制ニ關スル暫定措置要領 昭一七 第六委員 會三 決三三 二七七

第一、一般事項
 (一) 乙 地域 (甲地域ト共通ノモノヲ除ク)
 目次

一、對泰經濟施策要綱……………昭一七 九 九 三
(昭一七 九 九 三)
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三

(參考)
 一、對佛印支經濟發展ノ爲ノ施策……………昭一五 九 九 三
 二、對佛印支物資取得並ニ貿易方策要領……………昭一五 九 九 三
 三、對佛印支物資取得並ニ貿易方策要領……………昭一五 九 九 三
 四、邦人ノ佛頓印度支那渡航取締方ニ關スル件……………昭一五 九 九 三
(昭一五 九 九 三)
 昭一五 九 九 三
 昭一五 九 九 三
 昭一五 九 九 三
 昭一五 九 九 三

第二、産業開發
 一、南方乙地域ニ於ケル鑛產資源開發地點及指定業者……………昭一八 部 會 決 定 三〇七
 二、佛印ニ於ケル黃麻増産計畫……………昭一七 部 會 決 定 三〇七
 三、佛印ニ於ケル亞麻試作ニ關スル件……………昭一七 部 會 決 定 三〇七
 四、日泰米穀會社設立ニ關スル件……………昭一七 部 會 決 定 三〇七

第三、其ノ他
 五、南方乙地域ニ於ケル農林産關係業者指定ノ件……………(第一次)昭一八 部 會 決 定 三一一
 六、泰國水力發電所工事引受ニ關スル件……………(第一次)昭一七 部 會 決 定 三一一
 七、泰國ニ日泰合辦「セラック」工場建設ノ件……………(第一次)昭一七 部 會 決 定 三一一
 八、南方乙地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件……………(第一次)昭一八 部 會 決 定 三一一
 九、同 右……………(第二次)昭一八 部 會 決 定 三一一

一、南方乙地域保險事業對策……………昭一七 九 九 三
(昭一七 九 九 三)
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三
 昭一七 九 九 三

目次 (決定日附順)

第一、第五委員會關係

番號	決定番號	件名	日附	手續	頁數
一		南洋方面ニ對スル經濟問題處理ノ爲企業院内ニ關係各省ノ打合委員會ヲ設置スルコト	昭一五、七、二二	閣議決定	四〇
二		第五委員會規則	昭一五、七、三一		四〇
三		邦人ノ佛領印度支那渡航取締方ニ關スル件	昭一五、八、二八	第五委員會幹事會決定	四〇
四		對佛印支經濟發展ノ爲ノ施策	昭一五、九、三	閣議決定	三〇五
五		對佛印支物資取得並ニ貿易方策要領	昭一五、九、三	閣議決定	二九四
六		對佛印支物資取得並ニ貿易方策要領	昭一五、九、二四	閣議報告	二九七

第二、第六委員會關係

番號	決定番號	件名	日附	手續	頁數
一		第六委員會設置ニ關スル件	昭一六、一、二八	閣議決定	一八
二		第六委員會規程	昭一七、一、二二 昭一七、一、三二	內閣總理大臣決裁 改正	一九

目次 (決定日附順)

一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三
邦人ノ南方渡航者統制ニ關スル暫定措置要領	南方諸地域ニ對スル通貨金融制度ノ基本方針並ニ泰國及佛印ニ對スル當面ノ措置ニ關スル件	礦産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第二次)	南方諸地域ニ於ケル日本銀行進出ニ關スル暫定措置要領	南方經濟處理ニ關スル件	臨時軍事費特別會計ニ依ル期間ノ南方甲地域トノ物資交易ニ關スル措置ニ關スル件	南方地域トノ間ノ送金ニ關スル對價換算率等ニ關スル件	南方資源開發ニ對スル民間人ノ出願等處理ニ關スル件	礦産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第一次)	南方經濟對策要綱ノ說明	南方經濟對策要綱
昭一七、七、三、三二	昭一七、七、二、二七	昭一七、七、二、一九	昭一七、七、二、三三	昭一七、七、一、二〇	昭一七、七、一、一九	昭一七、七、一、二二	昭一六、六、二、三一	昭一六、六、二、三〇	昭一六、六、二、二二	昭一六、六、二、二一
第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	閣議決定	第六委員會決定	第六委員會決定	閣議決定	第六委員會決定	閣議報告	閣議報告
二七七	二五七	四四	二五六	三六	一七七	二五五	二七七	四三	二九	二〇

一九	一八	一七	一六	一五	一四
臨時軍事費特別會計ニ依ル期間ニ於ケル本邦對南方甲地域間ノ交易擔當者(輸入ノ部及輸出ノ部)選定ニ關スル件	南方諸地域ニ於ケル物資ノ相互交渉ニ關スル暫定措置要領	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第一次)	南方甲地域ニ於ケル棉花增產計畫要綱及棉作擔當企業者選定ノ件	南方諸地域ニ於ケル自動車關係事業擔任暫定措置要綱	礦産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第三次)
(輸出ノ部) 昭一七、五、一六 昭一七、六、三 昭一七、九、三 昭一七、九、五	昭一七、四、二〇	昭一七、四、二〇	昭一七、七、一、四、三、三〇 昭一七、七、一、四、三、三〇 昭一七、七、一、四、三、三〇	昭一七、三、三一	昭一七、三、一七
第六委員會幹事會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定
一九八	一八一	一三五	五九	二三九	四六

目次 (決定日附順)

四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇
鑛産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第六次)	南方甲地域ニ於ケル紡織工場擔當企業者等選定ノ件	南方甲地域ニ於ケル農林産資源ニ關スル經營擔當企業者等決定ノ件(第二次)	南方甲地域林材對策	南方甲地域ニ於ケル「タンニン」材料第一次開發計畫及開發擔當企業者選定ノ件	南方甲地域ニ於ケル皮革對策及擔當企業者選定ニ關スル件	南方甲地域保險事業對策	南方甲地域ニ於ケル漁業關係進出者決定ノ件(第一次)	南方甲地域ニ於ケル畜産資源開發擔當企業者選定ノ件(第一次)	南方甲地域ニ於ケル製鹽業關係開發擔當企業者決定ノ件(第一次)	南方甲地域ニ於ケル陸上運輸關係擔當企業者決定ノ件(第一次)
昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二
第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定
四九	一一三	一〇二	九四	八二	一一七	二七二	一〇九	一一四	一一四	二四〇

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇
南方甲地域重要資源ノ企業化調査ニ關スル件	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第二次)	南方甲地域油脂資源對策要綱	日泰米穀會社設立ニ關スル件	「ポードウイン」嶺山暫定處理要領	鑛産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第五次)	南方甲地域麻類(苧麻及黃麻)増産計畫要綱	南方開發金庫運營ニ關スル件	鑛産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第四次)	南方甲地域ニ於ケル農林産資源ニ關スル經營擔當企業者等決定ノ件(第一次)
昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二
第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	關係大臣會議決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定
一七四	一三七	六七	三一〇	五八	四八	六三	二六一	四八	一〇〇

註、本決定ハ既往決定ノ整理、修正及追加シタリ

目次 (決定日附順)

六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一
南方甲地域ニ於ケル陸上運輸關係擔當企業者決定ノ件(第一、二次)	南方乙地域保險事業對策	鑛産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第七次)	對泰經濟政策要綱	「イラワジ」河(ビルマ)水運ノ運管ニ關スル暫定措置	南方甲地域沿岸航路經營ニ關スル暫定措置(第一次)	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第四次)	南方甲地域ニ於ケル漁業關係進出者決定ノ件(第二次)	南方甲地域煙草工場委託經營ニ件ヲ暫定對策	南方甲地域ニ於ケル農林產資源ニ關スル經營擔當企業者等決定ノ件(第三次)	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第三次)
昭一七、一〇、一五	昭一七、七、一〇、二八	昭一七、八、二、二四、二六	昭一七、九、二、九、二八	昭一七、九、一、一八	昭一七、八、二、二四、二八	昭一七、七、一、九、三〇	昭一七、八、一、一八	昭一七、七、九、一、二八	昭一七、八、一、一八	昭一七、八、一、一八
第六委員會決定(續前)	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定
二四〇	三一七	五〇	二七九	二五三	二四二	一四三	一一一	一一九	一〇三	一四一

五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一
南方甲地域ニ於ケル電氣通信事業委託經營ニ關スル件	南方甲地域港灣ニ於ケル倉庫及荷役業者進出ニ關スル件	ビルマ米處理暫定要領	泰國ニ日泰合辦「セラック」工場建設ノ件	泰國水力發電所工事引受ニ關スル件	南方甲地域ニ於ケル「キナ」暫定對策	南方甲地域ニ於ケル糖業暫定對策	大東亞教育・學術・技術連絡協議會設置ニ關スル件	南方甲地域ニ於ケル研究機關活用要綱(第一次)	重要資源企業化調査擔當者選定ノ件(第一次)
昭一七、八、二二	昭一七、八、八、八、七、七、六、五、二、一、八、七、六、五、四、八、二	昭一七、七、三〇	昭一七、七、三〇	昭一七、七、三〇	昭一七、七、三〇	昭一七、七、二八	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二	昭一七、七、二二
第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定	第六委員會決定
二五三	二四五	八八	三三三	三三三	八〇	七七	一七一	一六九	一七四

六二	佛印ニ於ケル亞麻試作ニ關スル件	昭一七、一〇、三一	第六委員會決定	三一〇
----	-----------------	-----------	---------	-----

第三、大東亞省連絡委員會第一部會關係 (註、決定第八號ハ缺番)

番號	決定番號	件名	日附	手續	頁數
一		大東亞省連絡委員會設置制	昭一七、一一、一	勅令第七一〇號	一
二		大東亞省連絡委員會部會ニ關スル件	昭一七、一一、一	閣議決定	一
三		大東亞省連絡委員會第一部會規程	昭一七、一一、一	閣議決定	一
四	第一號	鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第八次)	昭一七、一一、三〇	第一部會決定	五一
五	第二號	南方甲地域ニ於ケル棉花増産計畫要綱及棉作擔當企業者選定ノ件(附表)中追加ノ件	昭一七、一一、三〇	第一部會決定	五九
六	第三號	南方甲地域麻類(苧麻及黃麻)増産計畫要綱(附表)中追加ノ件	昭一七、一一、三〇	第一部會決定	六三
七	第四號	南方甲地域ニ於ケル農林產資源ニ關スル經營擔當企業者等決定ノ件(第四次)	昭一七、一一、三〇	第一部會決定	一〇四
八	第五號	南方甲地域油脂資源對策要綱別表第三中追加ノ件	昭一七、一一、三〇	第一部會決定	六七
九	第六號	南方甲地域林材對策別表第二中追加ノ件	昭一七、一一、三〇	第一部會決定	九四
一〇	第七號	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第五次)	昭一七、一一、三〇	第一部會決定	一四六
一一	乙第一號	佛印ニ於ケル黃麻増産計畫	昭一七、一一、三〇	第一部會決定	三〇七

一二	第九號	臨時軍事費特別會計ニ依ル期間ニ於ケル本邦對南方甲地域間ノ交易擔當者(輸出ノ部)選定ニ關スル件(追加ノ件)	昭一七、一二、二四	第一部會決定	一九八
一三	第十號	南方甲地域ヨリノ華僑送金ニ關スル暫定措置ノ件	昭一七、一二、二四	第一部會決定	二六七
一四	第十一號	鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第九次)	昭一七、一二、二八	第一部會決定	五三
一五	第十二號	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第六次)	昭一七、一二、二八	第一部會決定	一四八
一六	第十三號	南方甲地域沿岸航路經營ニ關スル暫定措置(第二次)	昭一八、一、一八	第一部會決定	二四四
一七	第十四號	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第七次)	昭一八、一、一八	第一部會決定	二四四
一八	第十五號	南方甲地域港灣ニ於ケル倉庫及荷役業者進出ニ關スル件(第一次)	昭一八、一、一八	第一部會決定	一四九
一九	第十六號	南方甲地域木材ノ筏ニ依ル海上輸送擔當企業者決定ノ件(第一次)	昭一八、一、一八	第一部會決定	二四五
二〇	第十七號	南方甲地域ニ於ケル農林產資源ニ關スル經營擔當企業者等決定ノ件(第五次)	昭一八、一、一八	第一部會決定	二五二
二一	第十八號	南方甲地域ニ於ケル畜產資源開發擔當企業者選定ノ件(第一次)	昭一八、一、一八	第一部會決定	一〇五
二二	第十九號	南方甲地域ニ於ケル漁業關係進出者決定ノ件(第三次)	昭一八、一、一八	第一部會決定	一一五

目次 (決定日附順)

二三	第二十號	南方甲地域油脂資源對策要綱別表第三中追加ノ件	昭一八、一、一八	第一部會決定	六七
二四	第二十一號	臨時軍事費特別會計ニ依ル期間ニ於ケル本邦對南方甲地域間ノ交易擔當者(輸入ノ部)選定ニ關スル件別表中追加修正ノ件	昭一八、二、二四	第一部會決定	一八六
二五	第二十二號	南方甲地域沿岸航路經營ニ關スル暫定措置(第一次)中追加ノ件	昭一八、二、二四	第一部會決定	二四二
二六	第二十三號	南方甲地域港灣ニ於ケル倉庫及荷役業者進出ニ關スル件(第三次)	昭一八、二、二四	第一部會決定	二四五
二七	第二十四號	南方甲地域ニ於ケル陸上運輸關係擔當企業者決定ノ件(第三次)	昭一八、二、二四	第一部會決定	二四一
二八	第二十五號	南方甲地域木材ノ筏ニ依ル海上輸送擔當企業者決定ノ件(第一次)	昭一八、二、二四	第一部會決定	二五二
二九	第二十六號	鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十次)	昭一八、二、二四	第一部會決定	五三
三〇	第二十七號	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第八次)	昭一八、二、二四	第一部會決定	一七五
三一	第二十八號	重要資源企業化調査擔當者選定ノ件(第二次)	昭一八、二、二四	第一部會決定	一〇六
三二	第二十九號	南方甲地域ニ於ケル農林產資源ニ關スル經營擔當企業者等決定ノ件(第六次)	昭一八、二、二四	第一部會決定	九四
三三	第三十號	南方甲地域林材對策別紙中追加ノ件	昭一八、二、二四	第一部會決定	八二
三四	第三十一號	南方甲地域ニ於ケル「タンニン」材料第一次開發計畫及開發擔當企業者選定ノ件別紙中追加ノ件	昭一八、二、二四	第一部會決定	八二

三五	第三十二號	南方甲地域ニ於ケル畜產資源開發擔當企業者選定ノ件(第三次)	昭一八、二、二四	第一部會決定	一一五
三六	第三十三號	南方甲地域ニ於ケル漁業關係進出者決定ノ件(第四次)	昭一八、二、二四	第一部會決定	一一三
三七	第三十四號	南方甲地域農業類増産ニ關スル應急對策	昭一八、二、二四	第一部會決定	九一
三八	第三十五號	南方甲地域「ブタノール」工業對策(附)燃料用酒精工業應急對策	昭一八、三、一	第一部會決定	一三二
三九	第三十六號	南方開發金庫運營ニ關スル件中改訂ノ件	昭一八、三、一	第一部會決定	二六一
四〇	第三十七號	鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十一次)	昭一八、三、一	第一部會決定	五四
四一	第三十八號	南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件	昭一八、三、一〇	第一部會決定	二六九
四二	第三十九號	南方甲地域ニ於ケル小賣業者選定ニ關スル件	昭一八、三、二〇	第一部會決定	二三六
四三	第四十號	南方開發金庫券ノ發行等ニ關スル件	昭一八、三、二〇	第一部會決定	二六四
四四	第四十一號	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第九次)	昭一八、四、一二	第一部會修正	一五八
四五	第四十二號	南方甲地域麻類(苧麻及黃麻)増産計畫要綱(附表)中追加ノ件	昭一八、四、一二	第一部會決定	六三
四六	第四十三號	鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十二次)	昭一八、四、一二	第一部會決定	五五
四七	乙第二號	南方乙地域ニ於ケル農林產關係業者指定ノ件(第一次)	昭一八、四、一七	第一部會決定	三一

目次 (決定日附順)

四八	第四十四號	對南方紡織設備移駐計畫要綱	昭八、八、七、四、二、五、七	第一部會修正	二二四
四九	乙第四號	對泰經濟施策ニ對スル第一回具體的措置ニ關スル件	昭一八、五、四	第一部會修正	二八四
五〇	第四十五號	鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十三次)	昭一八、七、五、一、六、七	第一部會修正	五五
五一	第四十六號	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第十次)	昭一八、五、七	第一部會決定	一六一
五二	第四十七號	スマトラ「トバ」湖第一期發電工事ニ關スル件	昭一八、五、七	第一部會決定	一三四
五三	第四十八號	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第九次)(決定第四十一號)中一部修正ノ件	昭一八、五、七	第一部會決定	一五八
五四	第四十九號	鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十四次)	昭一八、五、二、六	第一部會決定	五六
五五	第五十號	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第十一次)	昭一八、五、二、六	第一部會決定	一六三
五六	乙第三號	南方乙地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第一次)	昭一八、五、二、六	第一部會決定	三二五
五七	第五十一號	南方甲地域港灣ニ於ケル倉庫及荷役業者進出ニ關スル件(第四次)	昭一八、五、二、六	第一部會決定	二四五
五八	第五十二號	南方甲地域經濟對策要綱	昭一八、五、二、九 昭一八、六、一、〇 昭一八、六、一、四	第一部會決定 大本營政府連絡會報告 關 報 告	三
五九	第五十三號	南方甲地域麻類(苧麻及黃麻)增產計畫要綱附表中追加ノ件	昭一八、六、五	第一部會決定	六三

六〇	第五十四號	南方甲地域林材對策別紙第二中追加ノ件	昭一八、六、五	第一部會決定	九四
六一	第五十五號	南方甲地域ニ於ケル農林產資源ニ關スル經營擔當企業者等決定ノ件(第七次)	昭一八、六、五	第一部會決定	一〇七
六二	第五十六號	南方甲地域ニ於ケル畜產資源開發擔當企業者選定ノ件(第四次)	昭一八、六、五	第一部會決定	一一六
六三	第五十七號	南方甲地域ニ於ケル皮革對策及擔當企業者選定ニ關スル件別表第三中追加ノ件	昭一八、六、五	第一部會決定	一二七
六四	第五十八號	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第十二次)	昭一八、六、五	第一部會決定	一六五
六五	第五十九號	既往決定ノモノノ地域及業種追加ニ關スル件	昭一八、六、五	第一部會決定	
六六	第六十號	南方甲地域ニ於ケル漁業關係進出者決定ノ件(第五次)	昭一八、六、五	第一部會決定	一一三
六七	第六十一號	南方甲地域ニ於ケル棉花增產計畫要綱及棉作擔當企業者選定ノ件附表中追加ノ件	昭一八、六、五	第一部會決定	五九
六八	乙第五號	南方乙地域ニ於ケル鑛產資源開發地點及指定業者	昭一八、六、五	第一部會決定	三〇七
六九	第六十二號	鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十五次)	昭一八、七、一、六	第一部會決定	五六
七〇	第六十三號	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第十三次)	昭一八、七、一、六	第一部會決定	一六六
七一	第六十四號	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第十四次)	昭一八、七、一、六	第一部會決定	一六六

(一) 甲 地 域

七二	第六十五號	南方甲地域港灣ニ於ケル倉庫及荷役業者進出ニ關スル件(第五次)	昭一八、七、一六	第一部會決定	二四五
七三	第六十六號	南方甲地域林材對策別紙第二中追加ノ件	昭一八、七、一六	第一部會決定	九四
七四	第六十七號	鐵道資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十三次)中地點指定ノ件	昭一八、七、一六	第一部會決定	五五
七五	第六十八號	臨時軍事費特別會計ニ依ル期間ニ於ケル本邦對南方甲地域間ノ交易擔當者(輸入ノ部及輸出ノ部)選定ニ關スル件	昭一八、七、一六	第一部會決定	一八五
七六	乙第六號	南方乙地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第二次)	昭一八、七、一六	第一部會決定	三六
七七	第六十九號	「ビスマルク」諸島、「ソロモン」諸島及東部「ニューギニア」ニ於ケル使用運賃ニ關スル件	昭一八、七、二〇 昭一八、七、二八	第一部會決定 大本營政府連絡會報告	二六六
七八	第七十號	南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第十五次)	昭一八、七、二五	第一部會決定	一六七
七九	第七十一號	鐵道資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十六次)	昭一八、七、二五	第一部會決定	五七
八〇	第七十二號	南方甲地域ニ於ケル陸上運輸關係擔當企業者決定ノ件(第四次)	昭一八、七、二五	第一部會決定	二四一
八一	第七十三號	對南方甲地域港灣移住計畫要綱(昭一八、四、二七第一部會決定)中一部修正ノ件	昭一八、七、二五	第一部會決定	一二四

第一、一般事項

一、大東亞省連絡委員會設置制

昭和十七年十一月一日
勅令第七百十號

第一條 大東亞省所管事務ニ關スル重要事項ニ付關係各應間ニ於ケル事務連絡處理ノ爲大東亞省ニ連絡委員會ヲ置ク

第二條 連絡委員會ハ委員長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
委員長ハ大東亞大臣ヲ以テ之ニ充テ委員ハ大東亞大臣ノ奏請ニ依リ關係各應高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第三條 連絡委員會ニ幹事ヲ置ク大東亞大臣ノ奏請ニ依リ關係各應高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第四條 本令ニ規定スルモノノ外連絡委員會ニ關シ必要ナル事項ハ大東亞大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、大東亞省連絡委員會部會ニ關スル件

昭和十七年十一月一日
閣議決定

臺灣ノ南方占領地域(以上甲地域)、「タイ」國、印度支那(以上乙地域)及香港ニ於ケル資源ノ取得及開發ヲ

第一、一般事項

主體トスル經濟ノ企畫及統制ニ關スル事項ヲ審議立案スル爲大東亞省連絡委員會ニ部會ヲ置ク本部會ノ設置ニ伴ヒ第六委員會及香港經濟委員會ヲ廢止ス

三、大東亞省連絡委員會第一部會規程

昭和十七年十一月六日
大東亞省大臣決定
昭和十八年二月十三日改正

第一條 南方占領地域、泰、佛印及香港ニ於ケル資源ノ取得及開發ヲ主體トスル經濟ノ企畫及統制ニ關スル事項ヲ審議立案スル爲大東亞省連絡委員會ニ第一部會ヲ置ク

第二條 第一部會ニ部會長一人及委員若干人ヲ置ク

臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 部會長ハ大東亞大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ大東亞省及關係各廳高等官ノ中ヨリ大東亞大臣之ヲ指名又ハ委囑ス

第五條 部會長ハ會務ヲ總理ス

第六條 第一部會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

臨時必要アルトキハ臨時幹事ヲ置クコトヲ得

幹事長ハ大東亞省南方事務局長ヲ以テ之ニ充ツ部會長ノ指揮ヲ受ケ第一部會ノ事務ヲ掌理ス

幹事及臨時幹事ハ大東亞省及關係各廳高等官ノ中ヨリ大東亞大臣之ヲ指名又ハ委囑ス上司ノ指揮ヲ承ケ

第一部會ノ事務ヲ整理ス

第七條 第一部會ノ庶務ハ大東亞省ニ於テ之ヲ掌ル

第八條 第一部會ノ設置其ノ他第一部會ニ關スル事項ハ總テ之ヲ祕密トス

(決定第五十二號)

四、南方甲地域經濟對策要綱

昭和十八年五月二十九日
大東亞省連絡委員會第一部會決定
昭和十八年六月十日
大東亞省大臣決定
昭和十八年六月十日
閣議
昭和不營十政入府通議月會報十日
昭和不營十政入府通議月會報十日

一、本要綱ノ對象トスル地域ハ東印度諸島、比律賓、マライ、緬甸等南方占領地域(以上甲地域)トシ泰國及佛印(以上乙地域)ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

二、甲地域中獨立又ハ自治ヲ許容セラレタルモノニ付テハ必要ニ應ジ別ニ定ムル所アルモノトス

第一、方針

南方甲地域經濟對策ノ要ハ重要國防資源ノ急速取得ヲ第一義トシ併セテ現地自給ノ強化並ニ現地民生ノ維持ヲ圖リ以テ大東亞戰爭ノ完遂ニ遺憾ナカラシムルト共ニ逐次恒久的大東亞經濟建設ノ基礎ヲ確立スルニ在リ

第二、通則

第一、一般事項

一、經濟對策ノ重點ヲ重要國防資源ノ開發取得ニ指向ス

開發ノ對象及規模ハ當該資源ニ對スル大東亞圈內及樞軸國ノ需要竝ニ其ノ緊要度、海上輸送力、統治上ノ要請等ヲ勘案シテ主要ナルモノニ付中央ニ於テ之ヲ決定スルモノトシ、各種資源ニ付開發ノ目標又ハ生産力保藏ノ程度竝ニ各年度毎ニ於テ生産取得スベキ數量及本邦其ノ他ノ地域ニ輸送スベキ數量ニ別テ之ヲ定ム

取得シタル重要國防物資ハ凡テ帝國ノ物資動員計畫ニ組入ル

二、開發其ノ他現地事業ノ運營ハ適格ナル企業者ニ擔當セシメ其ノ創意ト責任ニ基キ之カ組織、技術及經驗ヲ活用スルヲ方針トシ差當リ左記ニ依ル

(一) 特殊ノ必要アルモノニ限り軍ニ於テ直營ス

(二) 事業ノ運營上敵産又ハ重要ナル權益ノ運用ヲ伴フモノハ軍管理ノ下ニ委託經營セシム

(三) 前各號以外ノモノハ民營トス

現地ニ於ケル主要ナル企業及其ノ經營者ハ中央ニ於テ之ヲ選定ス

三、事業ノ恒久的運營形態ハ該事業ノ性質、規模、要度竝ニ所在地域ノ統治態樣等ヲ勘案シ能率の經營ニ着意シツツ大東亞綜合經濟力ノ充實向上ニ資スル如ク之ヲ定ムルモノトス

右形態ヘノ移行ハ戰局ノ推移、經濟建設竝ニ現地統治ノ段階、當該事業ノ本質、敵産處理ノ進捗狀況等

ニ應ジ逐次之ヲ決定ス

四、經濟各分野ニ互リ爲シ得ル限り國內經濟力ノ負擔節減ニ努ム

之ガ爲資材、人員等ハ必要已ムヲ得ザル限度ニ於テ本邦其ノ他ノ地域ヨリ所要ノ供給ヲ爲スモ爲シ得ル限り現地ノ自給態勢ヲ逐次強化スルニ努ムルモノトシ極力在來ノ現地經濟組織及既存施設ノ利用竝ニ現地住民ノ積極的活用ヲ圖リ且南方各地域間ノ相互交流ヲ促進ス

五、前項ニ從ヒ人員、資材及資金ノ供給ニ關シテハ概ネ左記ニ依ル

(一) 人員ハ各分野ニ於ケル指導的又ハ中堅的任務ニ服スベキモノニ限り本邦ヨリ進出セシムルヲ主旨トス

(二) 資材ニシテ本邦ヨリ供給スルモノハ物資動員計畫上南方開發及交易用資材トシテ別途一括計上ス

(三) 資源開發其ノ他現地所要資金ノ供給ハ凡テ現地通貨ニ依ルモノトシ本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ付テハ圓資金ヲ供給ス

六、船腹ノ増強及海陸輸送能率ノ向上ニ付凡有措置ヲ講ズルト共ニ極力輸送力ノ節用ヲ圖ルモノトシ之ガ爲特ニ運送物資ノ現地ニ於ケル精製、加工及各地域ノ現地自給態勢ノ強化ニ努ム

七、南方特産資源ニ付テハ大東亞圈內及樞軸國ノ需要ヲ充足スルト共ニ現地民生ノ安定ヲ圖リ且將來ニ於ケル大東亞圈ノ經濟的優位確保ニ資セシムルヲ目的トシ、之ガ新規用途ノ開拓其ノ他ノ方策ヲ講ジツ

極力生産力ノ維持又ハ培養ニ努ム

尙之ガ敵國ニ對スル流出ヲ嚴ニ防止ス

八、通貨膨脹ヲ極力防止スル爲物價、産業、交易、配給、財政、金融等各般ニ互リ凡有措置ヲ講ズ

九、現地民生ニ及ボサザルヲ得ザル經濟的困苦ハ之ヲ忍バシムルモ、民心把握上及重要國防資源ノ開發取

得ノ爲、纖維工業其他生活必需品工業ノ現地培養ヲ圖ル等ニ依リ民生ノ最低限ヲ維持スルニ努ムルト共

ニ戒ル可ク現地住民ニ對シ經濟活動ノ分野ヲ與フ

十、萬般ノ經濟對策ハ徒ラナル劃一主義及帝國國內施策ノ模倣ニ墮スルコトナク各地域ノ特性ト其ノ現狀

トニ適應スル如ク之ヲ行フト共ニ、局地主義ヲ排シ南方各地域間ニ於ケル物資、勞務者等ノ彼此流通ヲ

促進スルニ努ム

十一、各般ノ對策實施ニ當リテハ現前ノ事態ニ適應スル如ク敏速敢爲ニ措置スルモ之ガ既成事實ヲ以テ將

來ノ施策ヲ拘束スルコトナキヲ期ス

特ニ委託事業等ノ取扱ニ關シテハ其ノ當該擔當企業者ニ對スル特殊權益ノ賦與ニ非ザル本旨ヲ沒却セザ

ルモノトシ、將來之ガ恒久的運營形態ノ決定竝ニ敵産ノ處分ニ當リテハ戰果ヲ國民全般ニ均霑セシムル

如ク措置ス

第三、資源ノ開發取得

一、石 油

(一) 石油ノ開發取得ハ資源開發ノ重點トス

(二) 石油事業ハ當分ノ間軍ノ直營トス

(三) 探油ニ付テハ既開發油田ノ復舊擴充ト新規油田ノ開發ヲ併セ促進シ全面的増産ニ努ム

重要ナル新規油田ノ開發ニ關シテハ中央ニ於テ決定ス

(四) 製油ニ關シテハ海上輸送力、現地貯油能力等ヲモ勘案シ残存施設ニ付速ニ所要ノ復舊擴張ヲ圖

ル

尙「ピッチコークス」ノ増産ヲ圖ル

(五) 貯油施設ノ増強ニ努ム

二、其ノ他ノ鑛産資源

(一) 各種鑛産資源ノ開發基準概ネ左ノ如シ

(イ) 帝國ガ當面最モ甲地域ニ期待シ極力之ガ開發取得ニ努ムベキモノ

「ボーキサイト」、銅鑛、「ニッケル」鑛、「マンガン」鑛、「タングステン」鑛、「アンチモン」鑛、鉛鑛、
亞鉛鑛、「クロム」鑛、加里原鑛石、雲母、水晶、「ダイヤモンド」、水銀、稀有金屬、石綿

(ロ) 南方諸地域ノ需要充足ヲ目途トシテ開發スベキモノ

第一、一般事項

石炭、硫黄

(ハ) 差當り積極的開發ヲ必要トセザルモ現下ノ所要ヲ充足スルト共ニ將來ノ取得ニ備ヘテ復舊及施設ノ管理ニ努ムベキモノ

錫、鐵礦、燐礦石

(註) 鐵礦ニ付テハ現地製鐵用原料ニ充ツルモノハ此ノ限ニ在ラズ

(ニ) 金ノ取得及施設ノ管理ニ付テハ特ニ必要ナル鑛區ニ限り緊急資源ノ取得ニ支障ヲ來サザル限度ニ於テ之ヲ處理スルモノトス

(三) 開發ハ爲シ得ル限り品位、輸送關係、既存施設等諸般ノ條件良好ナル少數鑛區ノ能率の開發ニ依リ所要量ノ急速取得ニ努ム

(三) 海上輸送力節約ノ爲特ニ良質鑛石ノ取得ニ努ムルハ勿論、可及的現地ニ於テ焙燒選鑛、製鍊等ノ實施ヲ圖ル

三、農林水畜產資源

(一) 各種農林水畜產資源ニ關スル施策(農產加工等ヲ含ム)ノ基準概ネ左ノ如シ

(イ) 最も積極的ニ増産ニ努ムベキモノ

纖維資源(棉花、黃麻、苧麻等) 苧麻子、牛皮、「タンニン」材料(「マングローブ・カッチ」、「ワット

ル・カッチ」、「ガンビル・エキス」)、樹脂類(松脂、「ダマル」、「コバル」、「ガタベルチャ」、「デリス」根、「キナ」皮(「キノーネ」)

(ロ) 戦前ノ生産力復舊ニ努ム所要ニ應ジ増産スベキモノ

「バトム」油、「マニラ」麻、「コブラ」(「コブラ」油)

(ハ) 生産力保續ヲ主眼トスベキモノ

「ゴム」、香料及香辛資源、「カボック」、砂糖

(註) 砂糖ニ付テハ地域の狀況ニ依リ生産制限ヲ爲スコトアルモノトス

(ニ) 所要ニ應ジ一部他作物ヘノ栽培轉換ヲ圖ルベキモノ

緬甸米、茶、珈琲等嗜好食料資源、葉卷用煙草

(註) 葉卷用煙草ヲ紙卷用煙草ニ轉換ス

(ホ) 差當り現地需要ノ充足ヲ目途トスベキモ輸送事情之ヲ容セバ對日供給ヲ圖ルベキモノ
食糧(畜產及水産食糧ヲ含ム)、鹽、木材

(註) 主要食糧ニ付テハ當面交流ニ依リ不足ヲ充スコト不可能ナル限り各地域毎ノ自給達成ニ努ム

(二) 農林水畜產資源ノ開發取得ニ當リテハ努メテ現地住民ヲ活用スルモノトシ、技術指導、加工、農

園經營等ノ爲必要ナル限度ニ於テ邦人企業者ヲ進出セシム
農園制企業ニ付テハ要スレバ綜合的運營方法ヲ考慮ス

第四、工業

輸送力、原料、資材、勞力、燃料、動力及設備等諸般ノ關係ヲ勘案シ緊要且得策ト認メラルル工業ハ現地
ニ於テ逐次之ガ培養ヲ圖ル

一、右ニ依リ當面復舊及建設ヲ豫定スル工業ハ概ネ左ノ如シ

- (一) 造船(特ニ木造船)
 - (二) 重要資源ノ輸送量輕減上效果大ナルモノ
 - (三) 特産資源ノ新規用途ノ開拓ニ資スベキモノ(特ニ燃料製造)
 - (四) 軍需、開發、輸送、通信等ニ必要ナル機器ノ修理、組立及簡易ナル製作
 - (五) 自給上必要ナル生活必需品ノ製造(特ニ衣料ノ製造)
 - (六) 前各號ノ諸工業ノ確立上必要ナル資材等ノ簡易ナル製造
- 二、前項諸工業ノ指導等ノ爲邦人企業者ヲ進出セシムル必要アル場合ニ於テ適當ナル工業ニ關シテハ特ニ
本邦中小工業者ヲ活用ス
- 尙所要ニ應ジ本邦其ノ他ノ地域ヨリ遊休施設ノ移轉ヲ圖ル

第五、金融、財政及保險

一、金融

各地域經濟力ノ圓滑ナル回復發達ヲ圖ルト共ニ帝國ヲ核心トシテ各地域ノ協力的態勢ヲ基調トスル金融
圈ノ設定ヲ目的トシ差當リ左記ニ依リ通貨制度及金融機構ヲ整備ス

- (一) 南方開發金庫ヲシテ現地ニ於ケル通貨トシテ南方開發金庫券ヲ發行セシメ所要資金ノ供給ニ當ラ
シム
- (二) 南方開發金庫券ハ從來ノ現地通貨ト同一單位ニ依リ表示シ兩者ヲシテ等價ニ通用セシム
- (三) 資金ノ交流ハ原則トシテ抑制ヲ繼續スルモ必要ナルモノニ付テハ逐次圓滑ナラシムル如ク措置
ス
- (四) 日本圓ト南方開發金庫券トノ比率ハ情勢ノ變化ニ即應シテ之ヲ決定スルモノトシ差當リ一對一
(磅表示金庫券ニ付テハ一〇對一)トス
- (五) 各地域ノ實情ニ應ジ資金統制ヲ行ヒ特ニ通貨膨脹ヲ極力回避スル如ク通貨ノ調節、資金ノ蓄積等
ニ付適切ナル措置ヲ講ズ
- (六) 各地域ノ特性ニ應ズル地場金融組織ヲ逐次復舊整備ス
- (七) 主要ナル經濟開發資金ニ付テハ南方開發金庫ヲ中心トシテ計畫的ニ之ヲ供給スルヲ本則トス

第一、一般事項

二、財政

帝國ヲ核心トシ各地域ノ協力的態勢ヲ基調トシテ各地域ヲ通ズル財政機能ノ綜合的且效率的ナル調整ヲ圖ルヲ目途トシテ逐次所要ノ措置ヲ講ズルト共ニ各地域ニ於テハ可及的財政ノ自立ヲ期スルヲ本則トシ差當リ左記ニ依ル

(一) 各地域ノ實狀ニ適應セル堅實且簡素ナル財政制度ヲ整備ス

(二) 歳出ニ付テハ軍事上ノ要請、治安ノ回復維持及國防經濟力ノ培養ノ爲メ施策ニ重點ヲ置キ本體費ノ節減ニ努ム

(三) 歳入ニ付テハ各地域ノ治安、經濟復興ノ程度其ノ他ノ實情ニ應ジ財源ヲ選擇スルモノトシ尙特ニ浮動購買力ノ吸收並ニ民族指導上ノ要請ヲモ顧慮シテ其ノ計畫ノ適正ヲ期スルニ努ム

輸出物資ニ賦課スル關稅其ノ他ノ課徵金ニ付テハ中央ニ於テ之ヲ決定ス

各地域ノ實情ニ應ジ歳入缺陷ノ補填ノ爲己ムヲ得ザルトキハ南方開發金庫ヲシテ所要財政資金ノ供給ニ當ラシム

(四) 特産資源ノ處理ニ關シ必要アル場合ハ所要ノ財政的措置ヲ講ズルモノトス

三、保險

(一) 本邦保險會社ノ進出ニ依リ保險機構ノ整備充實、保險需要ノ充足ヲ圖ルト共ニ現地經濟ノ復興發

展並ニ資金ノ吸收蓄積ニ資ス

(二) 現地經濟開發ノ促進、物資交流ノ圓滑化ニ資スル爲戰爭保險制度ニ關シ所要ノ措置ヲ講ズ

第六、交易及蒐貨配給

一、交易

(一) 重要物資ノ交流ハ本邦物資動員計畫ヲ基準トシ交易計畫ニ即應シテ計畫的ニ之ヲ行フ

(二) 對日輸出入ハ差當リ臨時軍事費特別會計ニ依ル買取拂下ノ方式ニ據ル但シ開發擔當者等ガ自己ノ有スル開發用設備資材等ヲ現地ニ送出スル場合ハ右ニ據ラザルコトヲ得

(三) 對滿支及對乙地域輸出入ハ中央ノ統制ニ依リ(一)ニ準ジテ之ヲ行フ

(四) 現地各地域相互間ニ於ケル物資交流ハ所要ニ應ジ中央調整ノ下ニ計畫的且活潑ニ之ヲ行フモノトシ重要ナルモノニ關シテハ其ノ要領ハ概ネ(一)(二)ニ準ズルモ其ノ他ハ此ノ限ニアラズ

二、蒐貨及配給

(一) 蒐貨及配給ニ付テハ努メテ在來ノ現地商人ノ組織信用ヲ活用スルモ之ガ統制上必要ナル中樞的地位ニ本邦業者ヲ逐次組織的ニ配置ス

(二) 生活必需物資ノ配給ハ重要資源ノ取得上必要ナル部面ニ對シ優先的且計畫的ニ之ヲ行フト共ニ民

第一、一般事項

心ノ把握、治安ノ維持等ヲモ願慮スルモノトス

第七、輸送

- 一、輸送ニ付テハ船腹ノ狀況並ニ輸送スベキ物資ノ重要度ヲ願慮シ併セテ現地ニ於ケル貯蔵出荷狀況等ニ即應シ其ノ順序及數量ヲ定メ計畫的ニ之ヲ行フ
- 二、南方方面トノ輸送ニ充當スベキ船腹ハ當分ノ間毎月陸海軍ニ之ヲ配當ス
- 三、軍輸送船ヲ極力重要物資ノ輸送ニ活用ス
- 四、沈船ノ引揚及修理ヲ極力促進スルニ努メ重要物資ノ輸送ニ充當シ得ベキ船腹ノ充實ヲ圖ル
- 五、押収又ハ引揚船舶ニシテ五百噸以上ノモノハ中央ノ處理ニ移ス
- 六、現地相互間ノ輸送ニ付テハ木造船、小型押収引揚船及特殊ノ工夫考案ニ基ク輸送力ヲ活用スル等極力輸送力ノ現地自給ヲ圖ル
- 七、陸上輸送及港灣施設ノ可及的増強ヲ圖リ海陸輸送ノ綜合的有機的活用ニ努ム

第八、敵産處理

敵産處理ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ルモノトシ之ガ實施ノ促進ヲ圖ル

第九、調査及研究

- 一、調査及研究ハ全體ヲ通ジ綜合一貫性アラシムルコトヲ主眼トシ之ヲ實施ス

二、調査及研究ノ對象ハ重點的ニ當面ノ經濟諸對策ニ即應スルヲ主旨トシ併セテ恒久的經濟建設ニ資スル如ク之ヲ選定ス

右ニ依リ差當リ調査及研究ノ重點タルベキ主要項目概ネ左ノ如シ

- (一) 重要國防資源ノ探査、就中左記鑛產資源ノ探査調査
 - (イ) 航空揮發油及潤滑油適性油
 - (ロ) 「ボーキサイト」
 - (ハ) 銅、「ニッケル」、水銀、其ノ他非鐵金屬、「マンガン」特殊鋼原鑛石及稀有金屬
 - (ニ) 「ダイヤモンド」、雲母、燐礦石、加里原鑛石、石棉
- (二) 重要資源ノ生産擴充ノ爲ノ試験研究、就中
 - (イ) 棉花、黃麻等
 - (ロ) 代用纖維資源
 - (ハ) タンニン材料及皮革
 - (ニ) 現地ニ於ケル製鍊法
- (三) 現地自給達成ノ爲必要ナル方策ノ調査研究
- (四) 其ノ他

第一、一般事項

- (イ) 特産資源ノ新規用途開拓ニ關スル試験研究
- (ロ) 輸送力増強ニ資スル特殊ノ考案ニ關スル試験研究
- (ハ) 通貨膨脹ノ回避ニ關スル調査研究
- (ニ) 專賣又ハ之ニ準ズル形態等ニ關スル調査研究
- (ホ) 民族指導竝ニ民心把握上必要ナル經濟方策ニ關スル調査研究

(參考)

改訂ノ要點

- 一、重要國防資源ノ獲得ヲ重點トスル主義ニハ變化ナキモ對策ニ於テ民生ノ維持、民心ノ把握及現地經濟ノ健全圓滑ナル運営ヲ通シテ戰爭完遂ニ寄與セシムルノ方針ヲモ強調ス(方針、通則八、九、農林(二)工業(五)、金融(五)(六)、財政(二)(三)、配給(二)等)
- 二、廣義ノ現地自給ノ強化ヲ策ス(方針、工業、鑛産(ロ)、農林(ホ)等)
- 三、海上輸送力ノ狀況ニ鑑ミ輸送能率ノ向上等必要ナル對策ヲ擧グ(通則六、石油(五)、鑛産(三)、工業、輸送四、六、七等)
- 四、各部門ヲ通ズル委託事業擔當制度ノ主旨ヲ明確ニス(通則二、十一)

- 五、第一次對策、第二次對策ノ段階的區分ヲ廢シ專ラ當面ノ戰爭完遂ニ焦點ヲ置クベキ對策ヲ詳述スルト共ニ所要ニ應ジ逐次恒久的施策ヲモ探リ擧グベキモノトシ其ノ據ルベキ大綱ヲ示ス(通則三、敵産處理(一)等)
- 六、現地ニ對スル中央ノ要望事項ノミナラズ現地中央ヲ通ズル甲地域經濟對策全般ニ關スル要綱ヲ示シム(通則八乃至十一、農林ノ詳細化、財政ノ新設、調査研究等)
- 七、經濟處理ニ關スル中央ト現地ト責任分界ヲ明ニス——資源開發ノ對象及規模(開發目標又ハ保續限度、各年度生産及運送數量ニ分ツ)ノ決定(通則一)、主要事業擔當企業者ノ選定(通則二)、對滿支、乙地域、樞軸國交易(交易(三))等
- 八、其ノ他
 - (一) 各種資源ニ付大體ノ開發基準ヲ示ス(鑛産一、農林一)
 - (二) 特産資源保續ノ方針ヲ明ニス(通則七)
 - (三) 南發券ノ發行ニ伴フ金融方針ノ改訂(金融(一)(二)等)
 - (四) 對滿支、乙地域及樞軸國交易ノ要領ヲ示ス(交易(三))
 - (五) 調査研究ノ擴充調整
- 九、削除セルモノ

乙地域關係、別表、對米英經濟壓迫及陸海軍現地自活ノ項、鑛產ノミノ擔當者選定準則、軍票回收ニ伴フ經濟處理ノ準則、國防費分擔金等

(參考)

一、第六委員會設置ニ關スル件

昭和十六年十一月二十八日
閣議決定

南方諸地域(佛印、泰及其ノ他南方諸地域)ニ於ケル資源ノ取得及開發ヲ主體トスル經濟ノ企畫及統制ニ關スル事項ヲ審議立案スル爲内閣ニ關係各廳(企、外、大、陸、海)ノ職員ヲ以テ構成スル第六委員會ヲ設置ス

本委員會庶務ハ企畫院ニ於テ之ヲ掌ル

本委員會設置ニ伴ヒ企畫院第五委員會ハ之ヲ廢止ス

說明

南方方面ニ對スル經濟問題ハ從來企畫院第五委員會ニ於テ處理シアリタル處現下ノ情勢ニ對シ政戰兩略一致ノ下ニ綜合國力ノ統制アル發動ニヨリ南方諸地域(佛印、泰及其ノ他南方諸地域)ニ於ケル資源ノ取得及開發ヲ主體トスル經濟ノ企畫及統制ヲ行ヒ以テ我高度國防國家ノ建設ニ資スル爲特ニ之ニ關シ審議立案スル委員會ヲ内閣ニ設置スルノ要アルニヨル

本委員會ノ設置ニ伴ヒ企畫院第五委員會ハ之ヲ廢止ス

一、第六委員會規程

昭和十六年十二月二日
内閣總理大臣決議
昭和十七年一月二十三日改正

第一條 南方諸地域(佛印、泰及其ノ他南方諸地域)ニ於ケル資源ノ取得及開發ヲ主體トスル經濟ノ企畫及統制ニ關スル事項ヲ審議立案スル爲内閣ニ第六委員會ヲ置ク

第二條 委員會ハ委員長一人及委員五人ヲ以テ之ヲ組織ス

臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 委員長ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ企畫院及關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ指名又ハ委囑ス

第五條 委員長ハ會務ヲ總理ス

第六條 委員會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

臨時必要アルトキハ臨時幹事ヲ置クコトヲ得

幹事長ハ企畫院次長ヲ以テ之ニ充ツ委員長ノ指揮ヲ受ケ委員會ノ事務ヲ掌理ス

幹事及臨時幹事ハ企畫院及關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ指名又ハ委囑ス上司ノ指揮ヲ承ケ委員會ノ事務ヲ整理ス

第一、一般事項

第七條 委員會ノ庶務ハ企畫院ニ於テ之ヲ掌ル
第八條 委員會ノ設置其ノ他委員會ニ關スル事項ハ總テ之ヲ秘密トス

三、南方經濟對策要綱

昭和十六年十二月十一日
昭和十六年十二月十二日
昭和十六年十二月十二日
昭和十六年十二月十二日
昭和十六年十二月十六日
昭和十六年十二月十六日
昭和十七年二月十九日
第六委員會修正

目次

第一方 針

第二 甲地域對策要領

第一次對策

第二次對策

第三 乙地域對策要領

第一、方 針

一、重要資源ノ需要ヲ充足シテ當面ノ戰爭遂行ニ寄與セシムルヲ主眼トシ併セテ大東亞共榮圈自給自足

體制ヲ確立シ速カニ帝國經濟ノ強化充實ヲ圖ルニ在ルモノトス

二、本要綱ニ於テ對象トスル地域ハ蘭印、英領馬來及「ボルネオ」、比律賓、「ビルマ」其他皇軍ノ占領地域(以上甲地域)、佛印、泰(以上乙地域)トス

三、甲地域ニ對シテハ對策ヲ二段ニ分チ第一次對策及第二次對策トシ夫々左ノ方針ニ依ルモノトス

(一) 第一次對策

(イ) 資源獲得ニ重點ヲ置キ之ガ實施ニ方リテハ戰爭遂行上緊要ナル資源ノ確保ヲ主眼トス

(ロ) 南方特産資源ノ敵性國家ニ對スル流出ヲ防止スベク凡ユル措置ヲ講ズ

(ハ) 資源獲得ニ方リテハ極力在來企業ヲ利導協力セシメ且帝國經濟力ノ負擔ヲ最少限度ニ迄輕減セシムル如ク努ム

(二) 第二次對策

大東亞共榮圈自給自足體制ヲ完成スルコトヲ目途トシ其ノ恒久的整備ヲ行フ

四、乙地域ニ對シテハ概ネ既定方針ニ基キ速カニ實效ヲ舉グル如ク措置シ甲地域ニ於ケル情勢ノ展開ニ依リ増加スベキ威壓ヲ利用シ重要資源特ニ食糧資源ノ確保其ノ他我方要求ノ貫徹ヲ策トスルモノトシ尙情勢急變セル場合ハ別ニ方針ヲ定ム

第二、甲地域對策要領

第一、一般事項

第一次對策

一、總 則

- (一) 取得又ハ開發シタル物資ハ凡テ物資動員計畫ニ組ミ入ルモノトス
作戰初期ニ方リテハ陸海軍ノ定ムル所ニ依リ所在ノ重要物資ヲ蒐集確保ス右物資ノ處理ニ關シテハ前項ニ同ジ
- (二) 物資開發ノ順位ハ戰局ノ推移ト資源ノ緊急度トヲ勘考シ中央ニ於テ之ヲ決定ス
- (三) 昭和十七年度ニ於ケル資源取得ノ基準並昭和十九年度ニ於ケル取得豫想別紙第一及第二ニ示ス如シ
- (四) 現地石油及其ノ他礦物資源開發ニ必要ナル人員、資金(差當リ豫算ニ依ル)、資材等ハ差當リ原則トシテ陸海軍ニ之ヲ配當ス
- (五) 各地區不足資源ハ左ニ依リ充足ス
 - (イ) 生活必需品ハ成シ得ル限り自給ヲ計畫シ
 - (ロ) 努メテ南方相互ノ交流ニ依ル
 - (ハ) 止ムヲ得ザルモノニ限り帝國ニ依存ス
- (六) 右ニ基ク南方物資ノ相互交流ハ政府調整ノ下ニ現地及中央陸海軍協議ニ依ルモノトス

二、開 發

(一) 石 油

- (1) 開發ノ重點ヲ石油ニ置キ資金、資材等ノ優先配當其ノ他之ニ必要ナル萬般ノ措置ヲ講ズルモノトス
- (2) 石油事業ハ初期軍ノ直營トシ狀況之ヲ許ス限り速カニ民營ニ移行スルモノトス。
- (3) 取得及輸送等ノ難易ヲ勘考シ適當ナル地域ヲ開發スルモノトシ併セテ特ニ航空揮發油適性油ノ取得ニ努ム
- (4) 現地製油ニ付テハ殘存施設ノ狀態ニ應ジ且日滿ノ處理能力ト照合シ所要ノ施設ヲ復舊スルモノトス

(二) 其ノ他礦物資源

- (1) 礦産企業ハ重點ニ開發力ヲ集中シ最少數ノ企業ニ依リ良好ナル能率ノ下ニ最大量ノ資源ヲ開發スルヲ主眼トス
- (イ) 能フ限り速カニ現狀程度ノ設備能力ヲ復舊シ更ニ進ミテ新規地點ノ開發企業ヲ促進ス
ベキモノ
ニッケル、銅、ボーキサイト、クロム、マンガン、雲母、燐、其ノ他特殊礦原

第一、一般事項

鑛石及非鐵金屬(錫ヲ除ク)

(ロ) 新規地點ノ開發企業ハ一時中止セシムベキモノ
錫鑛、鐵鑛石

(2) 新ニ重要鑛物資源ノ開發ヲ擔當セシムベキ企業者ノ選定ハ概ネ左記各項ノ主旨ニ依ルヲ原則トス

(イ) 一地點ノ資源開發ハ努メテ一企業者ノ專任トスルコト

(ロ) 現地若クハ他ノ方面ニ於テ同種企業ノ優秀確實ナル經驗ヲ有スルモノナルコト

(ハ) 資源開發ニ必要ナル能力ヲ具ヘアルコト

(ニ) 南方全般ヲ通ジ、同種資源ハ二以上ノ企業者ニ分擔セシメ、一品種ヲ一商社獨占ノ弊ニ陥ラシメザルコト、但シ特殊ノ資源ハ此ノ限りニアラズ

(三) 農、林、水産業

(1) 農、林、水産企業ハ特ニ必要ナルモノヲ除キ差當リ新ナル邦人企業者ノ進出ヲ抑止ス

(2) 各地區毎ニ食糧資源ノ略、自給ヲ計ルニ努ムルモノトス

(四) 工業

工業ハ特殊ノモノ(例ヘバ造船、資源開發設備ノ修理工場)ヲ除キ現地ニ培養セザルヲ本旨トス

但シ輸送量ノ輕減ニ效果大ニシテ設備ヲ現有スルモノハ此ノ限ニアラズ
三、通 貨

能フ限り速ニ現地通貨ノ利用ニ努ムルモノトスルモ

(一) 當初ニ於テハ

(イ) 軍票ヲ使用シ軍票ハ各地域別現地通貨表示ト爲ス

(ロ) 軍票ハ現地通貨ト等價ニ通用セシム之ガ爲強行措置ヲ講ズ

(ハ) 中央及現地ニ軍票ヲ處理スベキ機構ノ整備ヲ考慮ス

(ニ) 主要ナル現地資源獲得及開發費ハ差當リ軍事豫算ニ依ル

(二) 占領地把握ノ段階ニ應ジ

(イ) 現地發券制度ヲ可及的速ニ把握スルコトニ努メ之ト軍票制度トノ機能ヲ調整シ逐次統一ニ進ム右ニ伴ヒ現地通貨ニ依リ既發軍票ヲ回收セシム

(ロ) 右ニ依ル統一乃至回收ニ伴フ決済ハ原則トシテ以下ニ依リ處理ス

(1) 發券銀行ヨリノ借入金、起債等ノ手段ヲ用フ

(2) 敵性資産ニシテ沒收スベキモノヲ充當ス

(3) 政廳又ハ公共團體等ニ國防費分擔金ヲ命ズ

第一、一般事項

(ハ) 主要ナル現地資源ノ獲得及開發資金ノ調達ニ付テハ追テ別ニ之ヲ定ム

(三) 現地ニ於ケル爲替管理ヲ可及的速ニ整備シ資金ノ移動ヲ統制ス

備考

(イ) (一)ノ(ロ)ニ關シ差當リ軍票ガ現地通貨ト等價ニテ流通スルヲ促進スル爲軍票ニ依ル物資購買等ヲ圓滑ナラシムル様適當ナル措置ヲ講ズ

(ロ) 豫算上軍票ト日圓トハ差當リ比率一對一トスルモ現地物價ノ實狀ニ應ジ豫算ノ編成上並ニ經理上考慮ヲ拂フト共ニ豫算ノ實行ニ付各地域別區分計畫ニ努メ諸般ノ施策ニ關聯ナカラシム

(ハ) 軍票ノ發行ヲ可及的ニ減少セシムル爲一般貨ノ外嶺山農園等ノ敵國財産ヲ沒收シ及敵國人財産(華僑ヲ除キ又國別報復主義ニ依ル)ヲ管理(敵性アルモノハ沒收)シ之ニ依ル物資獲得ニ努ム

(ニ) 通貨工作ニ即應シ政廳財政ニ對スル把握指導ニ努ム

(ホ) 國防費分擔金ノ標準ハ概テ從來ノ國防費並ニ從來本國ニ支拂ヒタル官吏恩給金、資本利息、其ノ他各種負擔等貿易外支拂額ヲ目途トスルモ能フレバ其レ以上分擔セシムルニ努ムルモノトス

四、免貨、配給、交易

(一) 免貨物資ノ對日供給ハ差當リ政府ノ會計ニ於テ買取輸入ヲ爲ス

對現地供給物資ノ輸出ニ付亦同シ

右輸出入ニ付テハ原則トシテ本邦統制機關ト緊密ナル聯繫ヲ保持スルモノトス

(二) 現地ニ於ケル重要物資ノ中間免貨及配給ニ於テハ極力華僑及現地商人ノ信用及組織ヲ活用シ

自由取引ノ方式ヲ採ルモノトス

(三) 本邦業者ヲ中間免貨及配給ニ活動セシムルトキハ前項ノ趣旨ニ則シ組織的ニ配置シ漸進的ニ之ガ發展ヲ助長ス

(四) 對現地供給物資ノ配給ニ付テハ現地中間機構ノ活用ニ努ムルモ嶺山農園等對日供給物資ヲ生産スル作業場従業員ニ對シ優先的ニ且ツ計畫的ニ配給スルモノトス

(五) 現地相互間ノ物資交流ニ付テモ右各項ニ準ズルモノトス

五、輸送

(一) 南方方面ノ輸送ニ充當シ得ベキ船腹ハ毎月陸海軍ニ之ヲ配當ス

(二) 徵備船腹ヲ資源輸送ニ活用ス

(三) 現地ニ於テ押收セル船舶ハ五百噸以上ノモノハ中央ノ處理ニ移シ、五百噸未満ノモノハ中央ノ指示ニ基キ之ヲ活用ス

(四) 輸送スベキ南方資源ハ重要度ヲ顧慮シテ輸送ノ順序、數量ヲ定ム

六、資源調査及研究

(一) 資源ノ調査研究ハ夫々陸海軍ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

(二) 資源調査ノ重要資源名左ノ如シ

- (1) ニッケル、銅、コバルト、モリブデン、タングステン、バナジウム、鉛

第一、一般事項

- (2) 亞鉛、水銀、マンガン、クロム、雲母
- (3) ポーキサイト、含ニッケル鐵礦、石油
- (4) タンニン材料、牛皮

(三) 研究項目ノ主要ナルモノ左ノ如シ

棉花(目標約三〇〇萬擔年産)、黄麻及ワットル樹ノ栽培、綿羊ノ飼育

七、對米英經濟壓迫

對米英經濟戰ニ資セントスル物資左ノ如シ

ゴム、錫、石油、キナ、タングステン、マニラ麻、コブラ、バーム油

八、陸海軍現地自活

(一) 軍自活現地物資ハ軍作戰ノ必要ニ依リ決定セラルベキモ主トシテ左ノ品目ト豫想ス

(1) 食糧及馬糧(努メテ現地物資ノ蒐集ニ依ル)

(2) 燃料

(3) 被服建築材料ノ一部

石油ノ如キ重要物資ニ在リテハ極力節用スルハ勿論物動計畫ニ基キ軍中央ヨリ配當セル範圍内ニ於テ使用スルモノトス

(二) 軍現地自活ノ爲工業ヲ要スルトキハ既存設備ニ依リ軍ニ於テ自營スル程度ニ限定スルモノトス

第二次對策

大東亞共榮圈自給自足體制ノ完成ヲ目標トシ國土計畫の基礎ノ下ニ邦人ノ南方ニ於ケル經濟發展ヲ助長シ且共榮圈諸地域相互間ノ經濟的交流ヲモ進捗セシムルヲ主眼トシ其ノ詳細ハ別ニ之ヲ定ム

第三、乙地域對策

概ネ第五委員會決定ノ施策ニ依ルモノトシ情勢ニ應ジ改訂ヲ要スベキトキハ別ニ之ヲ定ム
海上輸送ニ關シテハ甲地域ニ準ズ

(別紙第一及第二ハ添附省略ス)

四、南方經濟對策要綱ノ説明

昭和十六年十二月二十二日
第六委員會 決定

第一 方針ノ説明

一、方針ノ一ハ「重要資源ノ需要ヲ充足シテ當面ノ戰爭遂行ニ寄與セシムルヲ主眼トシ併セテ大東亞共榮圈自給自足體制ヲ確立シ速カニ帝國經濟力ノ強化充實ヲ圖ルニ在ルモノトス」ト記述シアル處右ハ南方經濟對策ノ終極ノ目標ハ「大東亞共榮圈自給自足體制」ノ「確立」ニ在ルモ當面ノ主眼トスベキ點ハ

第一、一般事項

具體的ニ「戰爭遂行」ニ對スル「寄與」ニ在ルコトヲ力説スルノ趣旨ニ出デタルモノナリ

二、方針ノ二ニ「本要綱ニ於テ對象トスル地域」トハ差當リ目標トシタル地域ヲ示シタルモノナリ而シテ地域ヲ甲地域蘭印、英領馬來及「ボルネオ」、比律賓、「ビルマ」其他皇軍ノ占領地域及乙地域（佛印、泰）トニ分チテ夫々其ノ對策ヲ檢討スル建前ヲ採リタリ

三、方針ノ三ハ甲地域ニ對スル方針ナルガ之ヲ第一次對策及第二次對策トニ分チテ記述セリ

差當リ留意スベキハ第一次對策ノ方針ナルガ要綱ハ之ヲ（イ）（ロ）（ハ）ノ三項目ニ要約シタリ

四、方針ノ四ハ乙地域ニ對スル方針ナルガ其ノ末尾ニ「尙情勢急變セル場合ハ別ニ方針ヲ定ム」トアルハ情勢ノ急變ニ依リ軍政ニ移行スルガ如キ場合ニハ之ニ對處スル方針ヲ別ニ策定ストノ趣旨ナリ

第二 甲地域對策要領ノ説明

甲地域對策要領ハ之ヲ第一次對策ト第二次對策トニ分チテ記述シ、第一次對策ニ付テハ更ニ一、總則、二、開發、三、通貨、四、蒐貨配給、交易、五、輸送、六、資源調査、七、對米英經濟壓迫、八、陸海軍現地自活ノ八項目ヲ設ケテ其ノ各項目ニ付テ記述シタルモ第二次對策ニ付テハ其ノ目標ヲ示スニ止メ其ノ詳細ハ別ニ追テ之ヲ定ムルコトトセリ第二次對策ニ付テハ特ニ説明ヲ要スベキ點ナキニ付以下ノ記述ハ凡テ第一次對策ノ説明ナリ

一、總則關係

總則ノ（一）ハ第一項ニ於テ「取得又ハ開發シタル物資動員計畫ニ組ミ入ルルモノトス」ト定メ取得又ハ開發ニ依リ我方ノ手中ニ入りタル物資ハ（物資動員計畫資源名ニアルモノ）其ノ取得者又ハ開發者ノ如何ヲ問ハズ一旦凡テ我方物資動員計畫（供給面）ニ計上シ國家總力戰ノ見地ヨリ更メテ夫々必要ナル需要面ニ配分スベキ旨明ラカニセリ

總則ノ（一）ノ第二項ハ作戰初期ニ方リテ陸海軍ノ定ムル所ニ依リ所在ノ重要物資（物資動員計畫資源名ニアルモノ）ヲ蒐集確保スル場合ニ於テモ右物資ノ處理ニ付テハ第一項ノ場合ト同様ナルベキコトヲ定メタルモノナリ

右事項ヲ正確圓滑ニ處理スル爲ノ具體的事項ハ別ニ之ヲ定ム

2 總則ノ（二）ニ關スル別紙ノ數量ハ一應ノ基準ヲ示シタルモノニシテ情況ニ依リ若干ノ變更アルベキモノトス

3 總則ノ（五）ノ（ハ）ハ「止ムヲ得ザルモノニ限り帝國ニ依存ス」ト記シ居ル處「帝國ニ依存ス」トハ帝國斡旋ノ下ニ日滿支ヨリ供給スルコトヲ意味スルモノナリ

二、開發關係

1 開發ノ重點ヲ石油ニ置クモノトシ要綱ハ特ニ開發ノ冒頭ニ（一）トシテ石油ニ付記述シタルガ其ノ（3）「取得及輸送等ノ難易ヲ勘考シ適當ナル地域ヲ開發スルモノトシ併セテ特ニ航空揮發油適性油ノ

第一、一般事項

取得ニ努ム」ト述ベアルハ石油ハ我方トシテ極力早急入手ニ努ムベキナルニ鑑ミ取得及輸送等ノ難易ヲ考慮シ最モ有利ナル地域ノ積極的開發ニ努力スベキ所以ヲ明ラカニスルト共ニ特ニ航空揮發油產出地ニ於テハ其ノ開發ノ凡ユル努力ヲ傾倒スベキコトヲ力説シタルモノナリ

2 要綱(二)ノ(イ)ハ石油ヲ除ク「其ノ他礦物資源」ニ付記述シ其ノ(1)ハ開發スベキ物資ノ種目、(2)ハ開發ヲ擔當スベキ企業者ニ付記述シ居ル處凡ソ開發スベキ物資ニ付テハ其ノ種目、場所、企業者何レモ南方全般ニ於ケル開發計畫ヲ綜合的ニ睨ミ合セテ決定スルノ要アルニ付凡テ中央ニ於テ決定スルモノトス

3 要綱(二)ノ(2)ノ(イ)ニ「二地點ノ開發ハ努メテ一企業者ノ專任トスルコト」トアル處右ハ一地點ノ鑛山開發ニ數箇ノ企業者ヲ介入セシメ責任ノ歸趨ヲ混淆セシムルコトヲ避クルト共ニ原則トシテ廣汎ナル地域ニ渉ル開發ヲ獨占綜合會社ヲシテ經營セシムルコトヲ避クルノ趣旨ナリ

4 要綱(二)ノ(2)ノ(ロ)ハ多年南方ニ於テ辛苦セル開發經驗者ヲ成ルベク優先採用スルノ趣旨ヲモ包含シ居ルモノナリ

5 要綱(二)ノ(2)ノ(ハ)ハ「ブローカー」、利權屋ノ類ヲ排除スルノ趣旨ナリ

6 要綱(三)ノ(1)ハ農、林、水産業ニ關シテ差當リ原則トシテ從來南方ニ進出シ居リタル者ヲ復歸セシメ此等ノ者ヲシテ其ノ企業ヲ復舊又ハ擴張セシムル程度ニ止ムルノ趣旨ナリ

三、通貨關係

1 通貨對策ノ根本方針トシテ

(1) 通貨工作ニ伴ヒ我經濟力ノ負擔トナルコトヲ避クルコト

(2) 重要資源物資ノ取得ヲ極力圓滑ナラシムルコト

ヲ主眼トシ從ツテ現地現存通貨及右制度ノ利用把握ヲ可及的速カナラシムルヲ要ス

2 然レドモ當初ニ於テハ軍票ノ使用ハ止ムヲ得ザルヲ以テ軍票ヲ現地現存通貨ト等價ニ強制通用セシムル方策ヲ現地ニ於テ強行スル要アリ之ガ爲要綱(一)ノ(イ)及(ロ)ノ措置ヲ採リ、(ロ)ニ關シテ軍布告等ニ依リ軍票ト現地現存通貨トノ等價流通ヲ強制スルノ方法ヲ實施スルト共ニ併セテ要綱備考ノ(イ)ニ在ル如ク現地ニ於テ軍票ガ經濟的ニ利用セラレ軍票ノ通貨トシテノ機能ヲ充實シ其ノ等價流通ヲ促進スル爲軍票ニ依ツテ物資ガ購買セラレ又公課等ニモ受入レラルル様各般ノ措置ヲ講ズベキナリ

3 要綱(一)ノ(ハ)ノ趣旨トスル所ハ元來軍票ノ發行ハ過渡的ノ暫定措置ナルモ現地各地域ノ工作ノ推移ニ依リ軍票ノ發行ヲ相當期間繼續シ又ハ其ノ額モ亦相當額ニ達スル如キ場合ノアルベキヲ考慮シ、右ノ場合軍票處理ノ責任體系ヲ確立シ置クト共ニ軍費以外ノ經濟工作資金調達ガ軍票ニ依ルトキハ軍票ニ依ル信用機關ヲ制度的ニ豫メ確立シ置クト必要トシ、又將來軍票ノ回收及整理ニ關

第一、一般事項

シ要綱(二)ノ(イ)(ロ)ヲ實行スル爲ニモ斯カル機關ノ存在ヲ便トスベク從テ之ガ設置ノ要否方法等ニ付キ速カニ考究シ決定ノ要アリト云フニアリ

4 要綱(一)ノ(ニ)現地資源及開發費ヲ差當リ軍事豫算ニ依ルコトトシタルハ、當初ニ於テ軍票及現地通貨ト日圓トノ間ニ爲替相場ヲ建ツルコト困難ナルト共ニ之レヲ一定スルコト却ツテ經濟ノ實體ト遊離乖離シ重要資源及物資ノ取得、物資交易及投資ヲ阻害スベキ公算大ナルト共ニ、其ノ手續、財政負擔等ノ關係複雑煩鎖トナリ又輸送上ノ危險等ヲモ考慮シ通常取引ニ依ルハ適當ナラザルヲ以テナリ

5 要綱(二)ハ占領地把握ノ段階ニ應ジ行フベキ施策ヲ記述セルモノニシテ

- (1) 速カニ現地現存通貨制度及通貨ノ把握支配ヲ確立シ右ニ伴ヒ軍票制度トノ機能調整ヲ爲ス目途ノ下ニ實狀ニ應ジ逐次統一ニ進ムモノトス(要綱(二)ノ(イ))
- (2) 右ニ依ル統一乃至回收ニ伴フ決濟ハ我經濟力ノ負擔トナラザル様要綱(二)ノ(ロ)ノ(1)(2)(3)トシテ記述セル方策ヲ採ルモノトス
- (3) 重要ナル現地資源ノ獲得及開發資金ノ調達ハ要綱(一)ノ(ハ)ヲ考究シ決定ニ伴ヒ別ニ之ヲ定ムルコトトセリ(要綱(二)ノ(ハ))

6 要綱(二)ノ趣旨ハ差當リ軍票及現地通貨ト日圓トノ間ニ一定ノ爲替相場ヲ建ツルコト困難ナルト

共ニ適當ナラズトスル考慮ヨリ全般的ニ爲替決濟又ハ送金關係ヲ確立スルコトヲ避ケ經濟關係ノ安定ノ時ヲ俟テ實情ニ應ジ善處スル態勢ニ置クモ爲替管理ヲ可及的速カニ整備シ特ニ必要ナル資金ノ移動ヲ統制的ニ運営シ全體ニ對スル弊害ノ除去ニ努ムトノ謂ナリ

7 備考ノ(ロ)ノ趣旨トスル所ハ、豫算上軍票ト日圓トガ差當リ比率一對一ナルモ、右豫算上ノ比率ニ依リ軍票及現地通貨ト日圓トノ一般爲替相場ヲ規制シ及現地支出ヲ規制スルハ經濟ノ實勢ト矛盾乖離シ惹イテハ資源及物資ノ取得上惡影響ヲ生ズベキ虞アルニ鑑ミ現地物價ノ實情ニ應ジ豫算ノ編成上竝ニ經理上考慮ヲ拂フト共ニ豫算實行ニ付各地域別ノ區分計畫ニ努ムルコトヲ必要トスト云フニ在リ

四、蒐貨、配給、交易關係

要綱ノ(一)ハ日本ト現地間ニ物資ノ交流ヲ爲ス場合、資金交流ノ困難、價格ノ差異、輸送ノ危險等ニ依リ生ズベキ障害ヲ防止スル爲差當リ政府ノ會計ニ於テ買取輸入及買取輸出ヲ行フベキコトヲ定メタルモノナリ

尙輸出入ニ付テハ本邦統制機關ト聯繫ヲ保持スルヲ原則トシ其ノ細目ニ付テハ別ニ定ムル所アルベシ

五、輸送關係

第一、一般事項

要綱ノ(一)ハ南方方面ノ輸送ハ當分ノ間危險大ナルト共ニ作戰行動ト緊密ニ照合スルノ要アルニ付平常ノ方法ニ依ル能ハザルヲ以テ徵備船腹以外ノ船腹モ毎月陸海軍ニ配當シ其ノ指揮ノ下ニ徵備船腹ノ活用ト相俟テ計畫的輸送ヲ行ハシムルノ趣旨ナリ

六、資源調査及研究關係

要綱(一)ハ資源ノ調査研究ハ夫々官民專門家ノ活用ニ俟タザルベカラザルコト當然ナルモ其ノ實施ニ當リテハ陸海軍ノ指揮統制ノ下ニ之ヲ行フトノ趣旨ナリ

七、陸海軍現地自活關係

本關係事項ハ統帥ニ關スル事項ナルモ陸海軍協議ノ結果概ネ現地自活ノ範圍ヲ申合セタルヲ以テ茲ニ轉記シタル次第ナリ

第三 乙地域對策ノ說明

特記スベキモノナシ

五、南方經濟處理ニ關スル件

(議會ニ於テ必要アル場
合進ンデ説明スル要旨) 昭和十七年一月二十日
閣議 決定

現下ノ戰爭段階ニ於テ發表ヲ許シマスル程度ニ於テ南方經濟處理ニ關シテ説明致シマス

一、對南方經濟對策ノ方針ハ重要資源ノ需要ヲ充足シテ當面ノ戰爭遂行ニ遺憾ナカラシムルコトヲ主眼ト

シ併セテ大東亞自給自足體制ヲ確立セントスルコトニ在ル

二、對策ノ對象トスル南方地域ハ頗ル廣汎ニ互ルモ之ヲ先方ノ敵性アル主權ヲ排除シテ差當リ陸海軍ノ占領地行政ヲ行フベキ地域ト泰國ヤ佛印ノ如ク先方ノ我方ニ對スル誠意アル協力ヲ期待シ其ノ自發的協力ニ俟ツ地域トニ分チ夫々ニ對スル方針ヲ決定シタ

三、陸海軍占領地域ニ於ケル當面ノ施策ノ根本方針ハ

- (イ) 資源獲得、特ニ戰爭遂行上緊要ナル資源ノ確保
 - (ロ) 南方資源ノ敵性國家ニ對スル流出阻止
 - (ハ) 作戰軍ノ現地自活確保
 - (ニ) 在來企業ノ我方ニ對スル協力誘導
- ノ四點ヲ主眼トスルモノデア
- 之ガ爲

(一) 南方資源ニ付テハ急速開發ヲ要スルモノアリ、我方ノ需要ニ應ジ漸進的ニ開發スベキモノアリ、又過剩生産ノ爲開發ヲ抑制スベキモノアル處此等資源ノ開發ノ順位ハ戰局ノ推移ニ應ジ當該資源需要ノ緩急度並ニ輸送ノ狀況等ヲ勘考シテ其ノ大綱ヲ中央ニ於テ決定スル。既ニ各種資源取得ノ基準並ニ將來ノ資源取得目標ニ付テモ一應之ヲ決定シ各地域ニ於ケル差當リノ開發施策ノ目標ヲ明ラカニシテ

キル。而シテ各地域ニ於テ取得又ハ開發シタル重要物資ハ凡テ物資動員計畫ニ組入レ一元的ニ之ガ用途ヲ規制シテ國家的ニ最高度ノ效率ヲ發揮セシムルモノデアル

(二) 石油、鑛産、農林産等ノ開發ニ付テハ差當リ新ナル綜合會社共同企業等ノ形態ヲ避ケ經驗能力アル企業者ノ熱意ト創意トヲ充分ニ發揮セシメテ能率の生産ヲ爲サシムルコトヲ原則トシ該企業者ガ眞ニ國家ノ代行機關の使命ニ徹底シ衷心ヨリ國家的ニ活動スルコトヲ期待シテキル。重要ナル開發企業ノ擔當者ノ決定ニ當リテハ政府ノ適當ト認ムル民間統制團體ノ意見ヲ充分ニ參酌シタル上關係官廳間ノ慎重ナル審議ヲ經テ決定スルコトトシ適任者ノ選定ニ遺憾ナキヲ期スルコトトナツテキル

尙其ノ際現地ニ於テ多年辛苦經營セル邦人企業者ヤ邦人タラザル者ト雖我方ニ協力ノ誠意ヲ示シタル在來ノ企業者ニ付テ其ノ活用ノ途ガ講ゼラルベキコトハ云フ迄モナイ

(三) 通貨ニ付テハ當初ハ現地通貨表示ノ軍票ヲ使用シ現地通貨ト等價ニ流通セシメ、情勢ニ應ジ逐次現地通貨ト軍票トノ機能ヲ調整シ其ノ統一ニ進ム方針デアル

從ツテ當分ノ間ハ本邦ト現地トノ間ニ特殊ノ場合ヲ除キ原則トシテ資金ノ移動ヲ認メザルコトトスルト共ニ資源開發等ニ要スル資金ハ現地ニ於テ南方開發金庫ヨリ圓滑ニ之ヲ融通スルコトトナツテキル

(四) 物資交易ハ主トシテ物資動員計畫ニ基キ豫メ計畫的ニ豫定セラレタル品目及數量ニ付行ハレルノ

デアルガ右ハ戰爭ト云フ特殊ナ状態ノ下ニ實施セラレルコトトナルノデ其ノ機構上特殊ノ考慮ガ拂ハレテキル。即チ交易ノ實施ニ當リテハ現地ヨリノ對日供給ハ差當リ政府ノ會計ニ於テ買取輸入ヲ爲シ、又本邦ヨリノ對現地供給ハ同様ニ買取輸出ヲ爲スコトトナルノデアル。固ヨリ交易ノ實際ノ運管ニ付テハ業務遂行ノ圓滑及簡易ヲ旨トシ民間商社ノ活動ニ俟ツ所アルハ當然ニシテ又政府ハ右輸出入ヲ爲スニ際シテ本邦統制機關ヤ現地ニ於ケル輸出入組合等トモ緊密ナル聯繫ヲ保持スルコトトナツテキル。尙現地ニ於ケル物資ノ蒐貨及配給ニ付テハ我方ニ協力ノ誠意ヲ示シタル現地商人ヤ華僑等ノ組織ヤ信用ヲモ極力活用スル方針デアル

(五) 南方物資ノ輸送ニ付テハ需要ノ緩急ニ應ジテ輸送ノ順序、數量ガ定メラレ陸海軍ノ統制ノ下ニ船腹ノ最モ有效ナル活用ガ計ラレルコトトナツテキル

(六) 南方地域ニハ護謨、錫、「マニラ」麻、其ノ他幾多ノ特産資源ガアルノデアルガ我方トシテハ此等資源ノ敵性國家ニ對スル流出ヲ極力防止シ米英ニ對シテ資源ニ依ル經濟壓迫ヲ實施セネバナラヌ

右南方特産資源ノ世界總産額中ニ於ケル生産割合ハ極メテ高度ノモノデアルカラ之ニ依ル米英ノ打撃ハ蓋シ甚大ナルモノト云ハザルヲ得ナイ

(七) 南方ノ陸海軍占領地域ニ對スル渡航ニ付テハ帝國ヲ核心トスル日滿支ノ經濟建設ノ急務ナル等ニ鑑ミ此ノ際一般人ニ付テハ差當リ差止ムルコトトナツテキルガ右ハ現状ニ於テハ固ヨリ當然ノコトト

云ハネバナラヌ。政府ニ於テハ情勢ノ展開ニ應ジ嚴選ノ上再渡航者及必要ト認ムル者ヨリ逐次其ノ進出ヲ計ル方針デアル

六、

昭和十五年七月十二日閣議決定

南洋方面ニ對スル經濟問題處理ノ爲企畫院内ニ關係各省(外、大、陸、海、農、商、拓)ノ打合委員會ヲ設置スルコト

七、第五委員會規則

昭和十五年七月三十一日

第一條 南洋方面ニ對スル經濟對策ニ關スル事項ヲ審議シ且之ニ關スル關係各廳事務ノ聯絡調整ヲ圖ル爲企畫院ニ第五委員會ヲ置ク

第二條 委員會ハ委員長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 委員長ハ企畫院次長ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ企畫院及關係各廳高等官ノ中ヨリ企畫院總裁之ヲ指名又ハ依囑ス

第五條 委員會ニ幹事若干人ヲ置キ企畫院及關係各廳高等官ノ中ヨリ企畫院總裁之ヲ指名又ハ依囑ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 本委員會ノ設置及委員會ニ關スル事項ハ總テ秘密トス

第一產業開發

甲、鑛業關係

一、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第一次)

昭和十六年十二月三十日
第六委員會決定

- 一、從來邦人企業者ノ經營開發セルモノ
從來通りノ企業者ヲシテ引續キ經營セシム(別紙參照)
- 二、其ノ他ノ開發ヲ必要トスルモノ

差當リ左記ノ通擔當セシメ更ニ現地ノ狀況等ニ應ジ追加擔當セシムルモノニ付テハ逐次協議決定ス

記

擔當企業者	鑛種	開發地點	所在	備考
三井鑛山	銅鑛	マンカヤン	比律賓	
三菱鑛業	石炭	バト・アラン	マライセラングール	
日本鑛業	銅鑛 マンガン鑛	ブスアング(コロラ含ム) ボホール ヒクスバー	比律賓	(太平洋鑛業ト聯繫) (同右)

第二産業開發

石原産業	銅鐵	アンチケ(サンレミヒオラ含ム)	比	
古河産業	クローム鐵	カランバヤンガン ジョホール南東岸	マク	比
	サンパレス		律	律
			賓	賓
			從來ノ投資鑛區ノミ	

別紙

從來邦人企業者ノ經營開發セルモノ

企業者	鑛種	地點又ハ鑛山名	所
日本鑛業	鐵	マンガン	マライケランタン州 マライトレンガン州
石原産業	鐵 銅 錫 鉛 鋅 モリブデン	バトバハ ケママン(太陽鑛山) スリメダン	マライジョホール州 マライトレンガン州 マライジョホール州
鋼管 沙塚 飯塚 日飯 七レ	鐵 錫 銅 鉛 鋅 モリブデン	マンガン ランカ アチ	マライケランタン州 マライジョホール州 マライジョホール州 マライジョホール州 マライジョホール州 マライジョホール州

二、鑛産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第二次)

昭和十七年二月十九日
第六委員會決定

一、第二次指定ヲ爲スベキ鑛産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者等左記ノ通記

開發地點	所在	鑛種	擔當企業者	現地責任者	備考
ブキト・アサム	スマトラ	石炭	三井鑛山		
バラカレ地方	スマトラ	錫 銅 鉛	三菱鑛業	高橋幸三郎	製鍊ヲ除ク 復舊ニ資材ヲ多ク要セザル 場合ニ限ル
バギオ地方	比律賓	銅 鉛	日本鑛業	三毛菊次郎	復舊ニ資材ヲ多ク要セザル 場合ニ限ル
バビオン	スマタラ	銅 鉛	古河鑛業	上島清藏	著手ハ迫テ示ス
スリガオ地方	セレベス	銅 鉛	住友鑛業	相浦田五實	復舊ニ資材ヲ多ク要セザル 場合ニ限ル
クオナ	(英) 領	鐵	(國) 營	下下下 請請請 擔擔擔 當當當 者者者	南洋拓殖 南洋興發 鋼生産業

(備考)

(イ) 現地責任者トハ現地軍政當局ニ對シ會社ノ責任ヲ代表スルモノナリ

(ロ) 銅鉛(金)鑛山ノ著手スベキモノ

バラカレ地方 ユナイテッド・バラカレ・ミネラル・リソーセズ・サントローザ

第二、産業開發

バギオ地方 ビグ・ウエヂ・デモンストレーション
スリガオ地方 ミンダナオ・マザー・ロード、七三軒嶺山

二、復舊資材ノ供給ヲ要セズシテ從來ノ企業者ニ於テ引續キ出鑛可能ナル場合買鑛スベキモノ左記ノ通

記

開發地點	所 在	種 類	買鑛擔當者	從 來 企 業 者
サマール	比 律 賓 鐵	鐵	三井物産	サマール・アイアンマイニング
マリンドケ	比 律 賓 鐵	鐵	太平洋鑛業	ゴールドスター・マイニング
バシキナホーイル	比 律 賓 鐵	マンガン鐵	日本鑛業	マイン・フアクター マヒナイ・マンガン・マイニング

三、鑛産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第三次)

昭和十七年三月十七日
第六委員會決定

第三次指定ヲ爲スベキ鑛産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者等左記ノ通 記

開發地點	所 在	鑛業ノ種類	擔當企業者	備 考
パシカ	スマトラ	錫製鍊所	三菱鑛業	
彼南	マラ	錫製鍊所	東洋鑛山	
未定	マラ	錫製鍊所	東洋鑛山	
未定	マラ	錫製鍊所	東洋鑛山	
タボ	マラ	錫製鍊所	東洋鑛山	
カレ	マラ	錫製鍊所	東洋鑛山	
テゴ	マラ	錫製鍊所	東洋鑛山	

タボイラ中心トシ半島部所在鑛區ニ付經營及買鑛ニ當ルコト
マウチ鑛山會社所屬鑛區ヲ中心トシ北部方面鑛區ノ經營及買鑛ニ當ルコト

(備考)

- (一) 昭南島所在錫製鍊所ハ差當リ操業セザルモノトス
- (二) マライノ錫鑛山中浚深船ニ依ルモノハ浚深船破壞狀況ニ付現地軍ニ於テ早急調査ノ上其ノ報告ニ基キ差當リ上掲二社ヲシテ擔當セシムベキ地點ヲ更メテ決定スルモノトス
右決定ニ至ル迄彼南製鍊所ニ於テハ浚深船以外ノ方法ニ依ルマライ錫鑛區(概ネ華僑經營)ヨリノ買鑛及ビルマ方面ニ於テダングステン鑛ノ選鑛ニ隨伴シテ產出セラレタル錫鑛ヲ以テ製鍊ニ充ツルモノトシ右決定後ハ更ニ其ノ生産セル鑛石ヲモ凡テ之ニ充ツルモノトス
錫需要狀況等ニ應ジ上掲二社以外ノモノヲ更ニ選定シ逐次他ノ錫鑛山ノ採掘ヲ擔當セシムルモノトス
- (三) 錫製鍊所及錫鑛採掘ニ關シテハ暫定的ニ上掲ノ如ク定ムルモ將來ニ於ケル企業型態ニ付テハ研究ノ上別途措置スルモノトス

第二、産業開發

四、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第四次)

昭和十七年五月十六日
第六委員會決定

第四次指定ヲ爲スベキ鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者等左記ノ通
記

開發地點	所	在	鑛業ノ種類	擔當企業者	備	考
マラツカ	マ	ラ	イ	ボーキサイト	石原産業	
オンピリン	マ	ラ	イ	錫鑛採掘	三井鑛山	開發地點ハ現地軍ニ於テ決定ノ 上報告ノコト
マルタブーラ	南	ボルネオ	工業用ダイヤモンド	野村東印度殖産		
ブートン	セ	レベス	アスファルト	ブートン産業		ジャワ島所在加工工場ヲ利用シ 得ル如ク措置スルコト
ボマラ	大	宮島	マンガン鑛	南洋興發		資材ヲ多ク要セザル限度ニ於テ 開發スルコト

五、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第五次)

昭和十七年六月十九日
第六委員會決定

第五次指定ヲ爲スベキ鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者等左記ノ通
記

開發地點	所	在	鑛業ノ種類	擔當企業者	備	考
スンゲイ・ブサール	北	ボルネオ	石炭	日沙商會		
ベンガロン	南	ボルネオ	マンガン鑛	野村東印度殖産株式會社		過去ニ於ケル關係者工藤商店ノ 投資ニ付適當措置セシム

六、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第六次)

昭和十七年七月二十一日
第六委員會決定

第六次指定ヲ爲スベキ鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者等左記ノ通
記

開發地點	所	在	鑛業ノ種類	擔當企業者	備	考
チヨブタンク	比	律賓マウンテン州	銅鑛	三菱鑛業株式會社		
プロバンダン	ク			日本鑛業株式會社		

第二、産業開發

ス	ポ	ー	ル	比津賓バンガシナン	銅	昭和鑛業株式會社
バ	ナ	ン	ン	ザンパレス州		古河鑛業株式會社
カ	ラ	モ	ア	南カマリネス州		住友鑛業株式會社
ピ	ラ	ー	カ	パナイ島		石原産業株式會社
シ	バ	ラ	イ	ネグロス島		石原産業株式會社
ト	レ	ド	イ	セブ島		鋼生産業株式會社
ソ	ロ			中部ジャワ		石原産業株式會社

(備考) 従前ノ邦人企業及非敵性人鑛業權トノ關係調整ニ付テハ追テ考慮スルコト

七、鑛産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第七次)

(決定第二十六號)
昭和十七年九月二十六日
第六委員會決定
昭和十八年二月二十四日
大東亞省連絡委員會第一部會修正

一、開發

地 區	地 域	種 類	擔 當 者	備 考
テナセリム	甸	アンチモニー鑛	三菱鑛業株式會社	併セテ住民採集鑛ノ買鑛ニ當ルコト

モ	コ	ツ	ク	ミ	チ	ナ	等	緬甸	雲母及水晶	日南産業株式會社	併セテ住民採集鑛ノ買鑛ニ當ルコト 一、差當リ主トシテ島内需要ニ充ツルコト 二、粉碎工場ヲ併セ運營スルコト 一、差當リ東印度地域内需要ノ充足ヲ目途トスルコト 二、併セテ住民採集鑛(スラバヤ方面等)ノ買鑛ニ當ルコト 差當リ住民採取ノ買取ニ當ルコト
ア	(ケ)	ラ	ン	タ	ン	州		マ	ラ	イ	
ブ	リ	ア	ン	ガ	ン			ジ	ヤ	ワ	
ジ	ヨ	ク	ジ	ヤ	カ	ル	タ	ジ	ヤ	ワ	
ケ	ド	ウ	ヂ	ヤ	パ	ラ	レ	ジ	ヤ	ワ	
ン	バ	ン	等					ジ	ヤ	ワ	
ブ	リ	ア	ン	ガ	ン			ジ	ヤ	ワ	
北	セ	レ	ベ	ス				セ	レ	ベ	
カ	ミ	ギ	ン	島				比	律	賓	
ク	チ	ン	地	方				北	ボ	ル	

註一、昭一八、二、二四第一部會修正(決定第二六號)

二、買 鑛

州	比 律 賓 滿 俺 鑛	太 平 洋 貿 易
パニ(南カマリネス)	比 律 賓 滿 俺 鑛	太 平 洋 貿 易

(決定第一號)

八、鑛産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第八次)

第二、産業開發

一、開 發

開發地點	地 域	鑛 種	擔 當 者	備 考
バヤ炭田	バジ ン タ ヤ ム 州	石 炭	住友鑛業株式會社	差當リハ軍囑託要員及資材ヲ供 出セシムルモ委託經營實施ノ時 期ニ關シテハ現地ノ狀況ニ應ジ 別途軍ニ於テ之ヲ決定スルモノ トス
リダアン炭鑛	比律賓 パタン島	〃	基隆炭礦株式會社	
ボリロ炭鑛	比律賓 ボリロ島	〃		
ガトボ炭鑛	比律賓 ルソン島	〃		
ブララカオ炭鑛	比律賓 ミンドロ島	〃		
スンガイドワ セブツク 鑛區	南 ボ ル ネ オ	鐵鑛採掘及製鋼業	石原産業株式會社	

昭和十七年十一月三十日
大東亞省連絡委員會第一部會決定

二、買 鑛

ツンバガン	比律賓 スール諸島	銅 鑛	太平洋鑛業株式會社	
パタンガス	比律賓 ルソン島	〃		

三、企業化調査

タウンギ炭礦	緬 甸	石 炭	明治鑛業株式會社	
--------	-----	-----	----------	--

(決定第十一號)

九、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第九次)

昭和十七年十二月二十八日
大東亞省連絡委員會第一部會決定

開發地點	地 域	鑛 種	擔 當 者	備 考
ボンチア トンド ンク ラー 炭田	南 ボ ル ネ オ	工業用 ダイヤ モン 石 炭	野村東 印度 殖産 株式 會社	
サン パ レ ス	比律賓 ルソン島	ニッケル、 白金	古河鑛業 株式會社	

(決定第二十六號)

一〇、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十次)

昭和十八年二月二十四日
大東亞省連絡委員會第一部會決定

第二産業開發

開發地區	地域	鑛業ノ種類	擔當企業者	備考
未定	マライ	錫鑛探掘	大日本アスファルト工業株式會社	一、現地車ニ於テ「ペラー」州ヲ除ク馬來地域ニ付各擔當者別ノ開發地點決定ノ上報告スルモ二、鑛區ノ管理保守ニ重點ヲ置クモノトス

註 本決定中第七次ノ修正事項ハ省略セリ

(決定第三十七號)

一一、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十一次)

昭和十八年三月一日
大東亞省連絡委員會第一部會決定

地點(製鐵所立地)	所在	鑛業ノ種類	擔當企業者	備考
タイピン郊外	マライベラー州	木炭製鐵及附帶事業	日本製鐵株式會社	製鐵能力(年産) 完成年月日
パッセマス	マライケランタン州	木炭製鐵及附帶事業	日本鋼管株式會社	一五、〇〇〇吨 一九年三月
ツングン鑛山事業所	マライトレンガヌ州	木炭製鐵及附帶事業	日本鑛業株式會社	一三、五〇〇吨 一八年二月
内スンゲーバタニ一郊外	マライケダ一州	木炭製鐵及附帶事業	日蘭公司(田尻茂)	一八、〇〇〇吨 一八年二月
				一〇、〇〇〇吨 一九年三月

(決定第四十三號)

一二、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十二次)

昭和十八年四月十二日
大東亞省連絡委員會第一部會決定

開發地點	地域	鑛業ノ種類	擔當企業者	備考
サンカロビ	セレベス	銅鑛	住友鑛業株式會社	

(決定第四十五號)

一三、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十三次)

昭和十八年五月七日
大東亞省連絡委員會第一部會決定
昭和十八年七月十六日
大東亞省連絡委員會第一部會修正

地域	地點	鑛業ノ種類	擔當企業者	備考
比島	マンカヤン	銅製鍊業	三井鑛山株式會社	マンカヤン銅山ニ對スル附屬設備トシテ朝鮮三成鑛業龍岩浦銅製鍊設備ノ全部ヲ移駐ス
	ビサヤ地區	銅製鍊業	帝國鑛業開發株式會社	昭和鑛業契島銅製鍊設備ノ全部ヲ移駐ス

註一、昭一八、七、一六第一部會修正(決定第六七號)

第二、産業開發

(決定第四十九號)

一四、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十四次)

昭和十八年五月二十六日
大東亞省連絡委員會第一部會決定

開發地點	地域	鑛種	擔當企業者	備考
ブルマレハ	南ボルネオ	マンガン鑛	野村東印度殖産株式會社	
ブルマール	南ボルネオ	辰砂		
ブルノール	南ボルネオ	水鉛鑛	日南鑛業株式會社	

(決定第六十二號)

一五、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十五次)

昭和十八年七月十六日
大東亞省連絡委員會第一部會決定

地區	開發地點	鑛業ノ種類	擔當企業者	備考
比律賓	マブシララ パンイ タダ ンガク	マンガン鑛	日鐵鑛業株式會社	
比律賓	マバタ リタ ン ガ ダ ン ケ ス	銅鑛 鐵鑛	太平洋鑛業株式會社	一、現地ノ實狀ニ即應シ買鑛事業ノ指定ヲ開發事業トシテ指定變更ヲ行フモノトス
緬甸	タボイ附近	クマンガン 稀元素鑛物	日本鑛業株式會社	二、既存鑛業權者トノ調整ヲ考慮スルモノトス
マラヤ	各鑛開發擔當業者開	稀元素鑛物	三菱鑛業株式會社	
スマトラ	各鑛開發擔當業者開	稀元素鑛物	三菱鑛業株式會社	

(決定第七十一號)

一六、鑛產資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第十六次)

昭和十八年七月二十五日
大東亞省連絡委員會第一部會決定

地域	開發地點	事業内容	擔當企業者	備考
南ボルネオ	スレンダ トウレ バト ハド リア	石鑛 鐵鑛 炭鑛 (製鐵關係事業 木炭銑鑛ヲ含ム)	日本製鐵株式會社	移駐設備ニ付テハ別途決定ス

第二産業開發

乙、農林業關係

一七、「ポードウイン」鑛山暫定處理要領

昭和十七年六月二十二日
關係大臣會議決定

一、「ポードウイン」鑛山ノ開發ハ差シ當リ陸軍ノ直營ヲ以テ之ヲ行フコト

二、開發ニ必要ナル人員資材ハ現地ノ實情及物動計畫ヲ考慮シ陸軍ニ於テ適宜之ガ調達ニ任ズルコト

(備考)

本暫定措置ハ成ルベク速ナル時期ニ國家目的ニ合致スベキ企業形態ニ移行スルモノトス

一、南方甲地域ニ於ケル棉花増産計畫要綱及棉作擔當

企業者選定ノ件

(決定第二二號)
(決定第六十一號)

昭和十七年四月四日
昭和十七年六月三十日
昭和十七年六月五日
大東亞省通商委員會第一會追加

一、方針

大東亞ニ於ケル棉花自給體制ヲ急速確立スルノ要アルニ鑑ミ南方甲地域ニ於テモ極力棉花資源ノ開發増産ニ努ムルモノトス

二、要領

- (一) 大東亞ニ於ケル棉花出廻數量ヲ五箇年後ニ於テ概ネ現在ノ二倍程度ニ増加セシムルコトヲ目途トシテ南方甲地域ニ於テハ差當リ五箇年計畫ヲ以テ繰棉三九〇萬擔ノ出廻ヲ確保スルコトヲ目標トス
 - (二) 本計畫ノ對象トスル地域ハ比律賓諸島、「セレベス」(屬島ヲ含ム)、「ジャワ」、「スマトラ」、「ニューギニア」、「小スンダ」列島(葡領「チモール」ヲ含ム)、「ボルネオ」及緬甸トシ差當リ既製地ヲ主トシ逐次其ノ他ノ適地ニ及ブモノトス
- 地域別目標數量附表ノ通

計 三、九〇〇、〇〇〇擔

註一、昭一七、一一、三〇第一部會追加(決定第二號)
 註二、昭一八、六、五第一部會追加(決定第六一號)

(備考)
 (一) 本目標數量ニ付テハ現地調査ノ結果ニ基キ修正ヲ加フルコトアルベシ
 (二) 現地ノ狀況等ニ因リ擔當企業者ヲ追加スルコトアルモノトス

(參考表)

地域別年次別生産目標

年次	比律賓諸島	ジャワ、スマトラ 及北ボルネオ	セレベス、小スン ダ列島、ニューギ ニア、南ボルネオ	種	旬	計
第一	九三〇、〇〇〇擔	三〇〇、〇〇〇擔	四一五、〇〇〇擔	一五〇、〇〇〇擔	三一〇、五〇〇擔	三、一〇五、〇〇〇擔
第二	一八〇、〇〇〇擔	六二〇、〇〇〇擔	九三〇、〇〇〇擔	二四九、〇〇〇擔	五七九、〇〇〇擔	三、一〇五、〇〇〇擔
第三	三六〇、〇〇〇擔	一一四〇、〇〇〇擔	一八〇、〇〇〇擔	三九三、〇〇〇擔	一、〇三五、〇〇〇擔	三、一〇五、〇〇〇擔
第四	七二〇、〇〇〇擔	二四〇、〇〇〇擔	三六〇、〇〇〇擔	六二〇、〇〇〇擔	一、九二〇、〇〇〇擔	三、一〇五、〇〇〇擔
第五	一、五〇〇、〇〇〇擔	四二〇、〇〇〇擔	一、〇三三、〇〇〇擔	一、〇三四、〇〇〇擔	三、九四八、〇〇〇擔	三、一〇五、〇〇〇擔

(註) 一、右側數字ハ棉作面積、左側數字ハ繰棉生産高ヲ示ス
 二、町當繰棉收量ハ各地域共一應三擔トシテ計算セリ

二、南方甲地域麻類(苧麻及黃麻)増産計畫要綱

第一、方針

大東亞ニ於ケル衣料、麻袋、其他ノ麻原料ノ充足ヲ圖ランガ爲立地其他ノ條件ヲ勘案シ南方甲地域ニ於テ左記要領ニ依リ苧麻及黃麻資源ノ開發増産ヲ行フ

第二、要領

- 一、第一期五ヶ年計畫ヲ以テ苧麻一八、〇〇〇噸、黃麻(「ケナフ」及「ロゼル」ヲ含ム)四〇、〇〇〇噸ノ増産ヲ期ス
- 二、増産ノ急速且適確ヲ期センガ爲苧麻、黃麻ノ各栽培適地ニ在ル既墾地ノ生産ヲ主トシテ逐次其ノ他ノ

(決定第三號) 昭和十七年六月一日
 (決定第四號) 昭和十七年七月十日
 (決定第五號) 昭和十七年十一月十三日
 大東亞省連絡委員會第一部會追加

耕地ニ及ブモノトス

三、苧麻ハ比律賓及北「ボルネオ」ニ於テ、黄麻ハ「ビルマ」、比律賓、北「ボルネオ」、「ニューギニア」、「ジャワ」、「スマトラ」及「ハルマヘラ」島ニ於テ之ガ増産ヲ實施ス

地域別増産目標附表ノ通

四、増産ヲ實施スベキ擔當企業者ハ麻栽培ニ經驗アル拓殖會社及麻ヲ原料トスル紡績會社其ノ他適當ナル者ニシテ熱意ト實力ヲ有スルモノヨリ之ヲ銓衡スルモノトス

第一次ニ擔當セシムベキ企業者附表ノ通

擔當企業者ハ各割當ヲ受ケタル擔當地區内ニ於ケル栽培(直營、小作及契約栽培ヲ含ム)、精織及包裝積出ヲ通ズル一貫的經營ニ依リ所定ノ生産目標ヲ達成スル如ク麻作ノ普及増産ニ努ムルモノトス

住民ノ苧麻及黄麻栽培ハ當該地區擔當栽培者ノ指導統制ノ下ニ經營セシム

五、現地各地域毎ニ麻栽培協會ヲ設置シ其ノ職員ヲ現地陸海軍ノ囑託トシテ陸海軍指導ノ下ニ當該地域麻作擔當者間ノ相互連絡、栽培及精織ニ關スル技術的協力、技術員ノ養成及斡旋、種苗ノ生産配付、各種生産資材ノ配給斡旋、試験場ノ經營等ヲ行ハシメ増産ノ促進ヲ計ル

尙増産ニ要スル資材及肥料ノ配給、技術者ノ斡旋等ニ付關係主務官廳ハ極力所要ノ協力ヲナスモノトス

六、地域内ノ事業實施地區及其ノ年次別生産目標ハ現地陸海軍之ヲ定ム

(附表)

地域別増産目標及擔當企業者

苧 麻

地域	五箇年計畫増産目標	擔當企業者	備考
比律賓	一五、〇〇〇噸	古田興業株式會社 太田興業株式會社 東亞興業株式會社 東京興業株式會社 東洋興業株式會社 日産興業株式會社 臺灣興業株式會社 東山興業株式會社	
北ボルネオ	三、〇〇〇噸	(註二) 野村東印度殖産株式會社 (註三) 東山農事株式會社 (註四) 小倉殖産株式會社	
(註一) スマトラ	(註一) 五、〇〇〇噸	(註三) 古川拓殖株式會社 (註三) 三菱商事株式會社	(註三) 差當リ五ヶ年後ニ於テ兩社共一千町歩栽培ヲ目途トス
(註二) ベス	(註三) 試作		

註一、昭一七、一七第六委員會修正
註二、昭一七、一一、三〇第一部會追加(決定第三號)

第二、産業開發

註三、昭一八、四、一二第一部會追加(決定第四二號)
 註四、昭一八、六、五第一部會追加(決定第五三號)

黃 麻

地 域	五ヶ年計畫増産目標	擔 當 企 業 者	備 考
比 律 賓	六、〇〇〇 噸	三井農林株式會社 三井商事株式會社 ボルネオ殖産株式會社 ボルネオ産業株式會社 (註一) 日産農林工業株式會社 (註二)	
北ボルネオ	五、〇〇〇 噸	三井農林株式會社 (註一) 日産農林工業株式會社 (註二)	
ビ ル マ	一、二、〇〇〇 噸	株式會社 日商實業株式會社 江商株式會社 小泉製麻株式會社 野村東印度殖産株式會社 東山農事株式會社 大阪製麻株式會社 南洋製麻株式會社	
ス マ ト ラ	五、〇〇〇 噸	野村東印度殖産株式會社 東山農事株式會社 大阪製麻株式會社 南洋製麻株式會社	
ジ ヤ ワ	六、〇〇〇 噸	南洋製麻株式會社 大阪製麻株式會社	主トシテ「ローゼル」及「ケナフ」
ハ ル マ ヘ ラ	一、〇〇〇 噸	江川農園	
ニ ユー ギ ニ ア	五、〇〇〇 噸	南洋興發株式會社	

註一、昭一七、一一、三〇第一部會追加(決定第三號)

註二、昭一八、六、五第一部會追加(決定第五三號)

(備考) (一) 本目標數量ハ現地調査ノ結果ニ基キ修正ヲ加フルコトアルベシ
 (二) 現地ノ狀況等ニ應ジ擔當企業者ヲ追加スルコトアルベシ

三、南方甲地域油脂資源對策要綱

第一、方 針

(決定第五號)
(決定第二〇號)

昭和十七年七月七日
 昭和十六年十一月十三日
 昭和十七年十一月十八日
 大東亞省連絡委員會第一會追加

大東亞油脂資源ヲ綜合的ニ運用スルコトヲ根本方針トシテ各種油脂ヲ彼此轉換相互代替シ以テ帝國國防ニ萬遺憾ナカラシムルト共ニ南方ノ過剩植物性油脂資源活用ノ道ヲ開キ以テ占領地統治ヲ容易ナラシム
 特ニ潤滑油原料及重油代用品ノ獲得ニ重點ヲ置キ且食料油及工業用油ノ補填ニ努メ南方現地消費ヲ開拓シ併セテ從來油脂原料タリシ食料資源ヲ原用途ニ供スルヲ得シム

第二、要 領

- 一、取得目標及本邦側へ輸送スル場合ノ形態
- (一) 差當リノ各種油脂原料取得目標(南方諸地域相互交流ニ充ツルモノヲ除ク)ハ概ネ別表第一ノ通
- (二) 本邦側へ輸送スル場合ノ形態トシテハ
 - イ、コブラ 原則トシテコブラノ儘輸送ス

第二、産業開發

ロ、オイル・パーム及ゴム種實 現地ニ於テ製油ノ上輸送ス
 ハ、蓖麻子 軍ノ現地消費ニ應ズル分ハ現地ニ於テ製油シ其ノ他ヲ種實ノ儘内地ニ輸送ス
 ニ、落花生其ノ他 種實(落花生ハ剝實)トシテ輸送ス

二、原料栽培及生産ノ處理

(イ) コブラ

原則トシテ住民ノ生産ニ據ラシメ農園ノ生産ハ從來ノ優良農園ヲ主トシ過剩部分ニ付テハ暫ク自然ニ委スルモノトス

(ロ) オイル・パーム

オイル・パーム園ハ概ネ現在ノ植付面積ヲ維持セシムルコトトシ輸送難ノ爲一時生産過剩ヲ來ス期間ニ於テモ將來潤滑油原料資源トシテ増産ノ要アルコトヲ顧慮シ伐採等ニ依ル生産制限ハ之ヲ行ハザルモノトス

敵性「オイル・パーム」園中所要ノモノハ既存「パーム」油「ストック」ノ處分ヲ含メ本邦「オイル・パーム」栽培業者ヲシテ委託經營セシム地域別擔當企業者別表第二ノ通

(ハ) 蓖麻子

極力増産ヲ計ルモノトシ住民ヲ指導スルノ外所要ニ應ジ邦人企業者ニ之ヲ擔當セシムルモノトス

差當リ千田商會及竹腰商事ヲシテ「ジャワ」ニ於テ右目的ノ爲現地ヲ調査セシム

(ニ) 落花生

爲シ得ル限り蒐貨ノ増量ヲ計ルモノトス

三、現地ニ於ケル搾油及加工

南方諸地域ニ於ケル消費ニ充ツルモノハ概ネ現地ニ於テ搾油及加工ヲ爲ス但シ現地加工ノ程度ハ石鹼、「マーガリン」等概シテ簡單ナル作業ニ依ルモノニ止ム

従前「コブラ」ヲ南方他地域ニ送出シアリシ地域ニ於テ生産スル「コブラ」ニ付テハ前項ノ搾油及加工用ニ充ツル爲送出ヲ認ムル如ク措置ス

南方諸地域ニ於ケル燃料重油及ミルクノ代用ニ充ツル等極力新規用途ノ開拓ニ努メ南方現地消費ノ爲ノ加工ヲ積極的ニ奨勵ス

四、敵性油脂工場委託經營擔當企業者ノ選定

本邦油脂工業會社中技術經驗ニ富ミ熱意ヲ有スルモノヨリ之ヲ銓衡スルコトトシ現地陸海軍ニ對シ別表第三ノ候補企業者ヲ示シ個々ノ工場ニ對スル割當及生産目標ニ關スル意見ヲ徴シタル上中央ニ於テ之ヲ決定ス

五、貯藏

第一、産業開發

日滿支へノ輸送増加及樞軸國側へノ輸出ニ備へ損廢防止可能ナル期間ヲ以テ買換ヘツツ常時若干量ヲ貯藏セシム

別表第一

地域別	七十年度		八十年度		九十年度	
	比	實	比	實	比	實
北ボルネオ、ジャワ、スマトラ	一一三	一〇	一五〇	三〇	八〇	四〇
マラ	一五	四〇	一三〇	一三〇	一〇	一〇
南ボルネオ及セレベス以東	一八八	四〇	一三〇	一三〇	一〇	一〇
計	一一三	一〇	一三〇	一三〇	一〇	一〇
北ボルネオ、ジャワ、スマトラ	一一三	一〇	一三〇	一三〇	一〇	一〇
マラ	一五	四〇	一三〇	一三〇	一〇	一〇
南ボルネオ及セレベス以東	一八八	四〇	一三〇	一三〇	一〇	一〇
計	一一三	一〇	一三〇	一三〇	一〇	一〇
北ボルネオ、ジャワ、スマトラ	一一三	一〇	一三〇	一三〇	一〇	一〇
マラ	一五	四〇	一三〇	一三〇	一〇	一〇
南ボルネオ及セレベス以東	一八八	四〇	一三〇	一三〇	一〇	一〇
計	一一三	一〇	一三〇	一三〇	一〇	一〇

(單位 千噸)

七〇

別表第二

地域別オイル・パーム園委託經營擔當企業者表

地域	擔當企業者
スマトラ	東山農事株式会社 野村東印度殖産株式会社 株式会社大倉スマトラ農場
マラ	昭和護謨株式会社

第二、産業開發

七一

九十年度	八十年度	七十年度
マラ	八〇	一〇
南ボルネオ及セレベス以東	四〇〇	一〇
計	七三〇	二〇

(備考)

- (一) 十七年度ハ日本物資動員計畫ニ於ケル期待量ニシテ滿洲、支那及樞軸國向需要ヲ含マザル數量ナリ
- (二) 十八及十九年度數量ニ付テハ現地事情、船隻關係及樞軸國輸出狀況等ニ應ジ變更スルコトアルモノトス
- (三) 十七年度比律賓「コブラ」數量中ニハ椰子油トシテ取得スル分ヲ換算包含ス
- (四) 南「ボルネオ」及「セレベス」以東諸島ノ「コブラ」ハ同地域ヨリ取得スベキ他ノ農産物資殆ンド無キヲ以テ歸航船腹ニ餘裕アル限度ニ於テ本表數量以上ニ増加差支ナシ
- (五) 十七年度蓖麻子ハ本表數量以上極力増加取得ニ努ムルモノトス

生産量	
東印度	二二六
マライ	五一
小計	二七七
輸出量	二七五
南方ヨリ輸出シ得ル油脂量總計	一、一〇五

(参考表二)

日滿支油脂消費推定量並南方期待量

一、日本	
人口	一〇五、〇〇〇、〇〇〇人
食用油脂(一人當リ年間約三挺)	三〇〇、〇〇〇吨
石鹼、グリセリン用油脂量	二〇〇、〇〇〇吨
切削油其他工業用油脂量	一〇〇、〇〇〇吨
小計	六〇〇、〇〇〇吨

二、大陸(非占領地域ヲ除ク)	
人口	二四〇、〇〇〇、〇〇〇人
食用油脂(一人當リ年間四挺)	九六〇、〇〇〇吨
石鹼、グリセリン用油脂量	八〇〇、〇〇〇吨
其他工業用油脂量	一〇〇、〇〇〇吨
小計	一、一四〇、〇〇〇吨
三、日本及大陸(非占領地ヲ除ク)油脂需要推定量合計	一、七四〇、〇〇〇吨
日本及大陸(非占領地ヲ除ク)生産量差引(南方ヨリノ要輸入量)	一、二四〇、〇〇〇吨(内日本三〇〇、〇〇〇)
	五〇〇、〇〇〇吨

四、南方甲地域ニ於ケル糖業暫定對策

昭和十七年七月二十八日
第六委員會決定

第一、方針

將來ノ増産ヲ願慮シツツ差當リ生産維持ヲ計リ主トシテ航空配合燃料ニ新用途ヲ開拓スルコトヲ第一義トシテ當面ノ需給ヲ調整ス

第二、産業開發

砂糖工場中必要ナルモノハブタノール工場ニ轉換ス

第二、要 項

一、蔗作ノ目標

蔗作ハ概ネ從前程度ニ維持ス、但シ比律賓棉花増産上必要アルモノニ付テハ差當リ此ノ限ニ在ラズ
滞貨砂糖消化後ノ蔗作目標ハ概ネ(砂糖量ニ換算シテ)

比 律 賓	年四十五萬噸	程度トス
ジ ャ ワ	年二百三十三萬噸	

此ノ場合ニ於ケル生産甘蔗ノ用途別配分計畫概ネ別表ノ通
滞貨砂糖消化前ニ在リテモ輸送可能ノ範圍ニ於テ右ニ準ズ

二、製糖工場ノ處理

(イ) 敵産工場ハ軍管理下ニ適格ナル本邦企業者ニ委託シテ逐次「ブタノール」工業ニ轉換經營セシム、
但シ「ジャワ」ニ在リテハ砂糖工場トシテ存置ヲ要スルモノニ付附屬蔗園ト共ニ軍管理下ニ現地軍ノ擔
當割當ニ基キ左ノ業者ヲシテ委託經營セシム
臺灣製糖株式會社、明治製糖株式會社、大日本製糖株式會社

鹽水港製糖株式會社、南洋興發株式會社、沖繩製糖株式會社

(ロ) 比律賓ニ於ケル非敵産工場ニシテ遊休スルモノハ必要ニ應ジ買收ノ上緬甸ニ移駐スルコトヲモ考
慮ス

三、滞貨砂糖ノ處理

滞貨砂糖ハ之ヲ本邦ニ於ケル酒精工業及「ブタノール」工業用原料並ニ大東亞内ノ砂糖不足地域ニ於ケル食
用ニ充ツル様努力スベキモ差當リ輸送困難ナル分ニ付テハ逐次買換ヲ爲シツツ將來ノ送出ニ備ヘテ貯藏ス

別 表

比律賓「ジャワ」ニ於ケル生産甘蔗用途別配分計畫

(數量ハ砂糖量ニ換算)

比 律 賓	
比律賓内食用	一五萬噸
同上酒精原料補充用	一〇萬噸
ブタノール原料用	二〇萬噸
計	四五萬噸
ジ ャ ワ	

第二、産業開發

東印度地域内食用	三六萬噸
ブタノール原料用	八〇萬噸
他地域へ送出	一一七萬噸
内 本邦酒精及ブタノール原料用	七二萬噸
他地域食用	四五萬噸
計	二三三萬噸

五、南方甲地域ニ於ケル「キナ」暫定對策

第一、方針

我戦力ノ増強竝ニ大東亞及友好國民生ノ保健増進ニ資スルト共ニ敵性國側ニ對スル壓迫ヲ有效ナラシメ更ニ世界特産資源トシテ將來大東亞ノ對外的優位ヲ確保シ得ベキ體制ノ整備ニ備フ之ガ爲個々ノ商社ノ獨占又ハ數會社ノ無統制ナル進出ヲ排ス

昭和十七年七月三十日
第六委員會決定
昭和十七年八月十八日
第六委員會修正

第二、要領

一、「キナ」園ノ經營

(一) 「キナ」皮生産目標

差當リノ最小限生産目標概ネ左ノ通(現地所要原料ヲ含ム)

昭和十七年度	八、〇〇〇噸
昭和十八年度以降	一一、〇〇〇噸

(二) 敵産「キナ」園ノ經營

敵産「キナ」園ハ軍管理下ニ「キナ」栽培ノ經驗アル別表邦人業者ヲシテ分擔シテ委託經營セシム

(三) 「キナ」栽培ノ統制

各「キナ」園ニ對スル生産割當、植付及「キナ」皮ノ收穫供出ノ統制等ノ經營ニ對シ邦人栽培業者ヲシテ一體的ニ參加協力セシメ併セテ栽培技術ノ交換、共通處理事項ノ斡旋等ニ當ラシム

二、「キニーネ」工場ノ運營

「バンドン・キニーネ」工場ハ差當リ陸軍ノ直營ニ依リ之ヲ運營ス
差當ノ生産目標概ネ左ノ通

昭和十七年度	三〇〇噸
昭和十八年度以降	五〇〇噸

三、將來ノ對策

第一、産業開發

極力速ニ國營又ハ特殊會社組織等ニ依リ強力ナル「キナ」資源統制方策ノ確立ヲ考慮ス

別表

敵産キナ「國開發擔當者表

地域	擔當企業者
スマトラ	武田藥品工業株式會社 南國產業株式會社
ジャバ	鹽野義製藥株式會社 星キナ産業株式會社 南國產業株式會社
ス	武田藥品工業株式會社 南國產業株式會社

註 農園別擔當ハ現地軍ニ於テ之ヲ定ム

六、南方甲地域ニ於ケル「タンニン」材料第一次開發計畫及開發擔當企業者選定ノ件

昭和十七年七月二十二日
昭和十六年八月十八日
昭和十六年八月十八日
昭和十八年二月二十四日
大東亞省連綿委員會第一部署追加
(決定第三十二號)

第一、方針

大東亞ニ於ケル「タンニン」材料ノ應急充足ヲ圖リ併セテ將來ノ自給體制ヲ確立スル要アルニ鑑ミ南方甲地域ニ於テ之ガ開發増産ヲ行フ

第二、要領

- 一、差當リ「マングローブ」樹皮ノ採取及一部現地精製並ニ「ガンビル」及「ワットル」ノ栽培及「タンニンエツキス」ノ一部現地生産並ニ收買ヲ實施スルモノトシ五ヶ年計畫ヲ以テ左記ノ通生産ヲ期ス
- マングローブパーク(カッチチ生産用ヲ含ム) 一三五、〇〇〇噸
- ワットルパーク 一〇、〇〇〇噸
- マングローブカッチチ 二〇、〇〇〇噸
- ガンビルエキス 一八、〇〇〇噸

二、増産ノ急速且適確ヲ期スル爲

第三、産業開發

- (1) 「マングローブ」ハ「ボルネオ」、「スマトラ」、「ニューギニア」、「セレベス」等ノ品質(タンニン含有量)良好、蓄積豊富ナル地域ニ主力ヲ置キ
- (2) 「ガンビル」ハ「スマトラ」、「マライ」、「ボルネオ」ニ於ケル農園及原住民ノ生産ヲ中心トシ
- (3) 「ワットル」ハ差當リ「ジャワ」ニ於ケル既存林ノ伐採數量ヲ増加シ併セテ其伐採跡地ノ植林ヲ勵行スル外新規植林ヲ計畫スルモノトス
- (4) 「マングローブカッチ」ノ生産ハ「ボルネオ」ニ於ケル既存工場ヲ復興利用スルモノトシ適當ナル工場無キ場合ハ一部新設ヲ考慮ス

三、現地ニ於ケル開發増産ノ擔當者ハ「タンニン」ノ生産及收買ニ經驗アル「タンニン」業者、農林業者其他適當ナルモノヲ選定シ現地陸海軍指導ノ下ニ地區ヲ分擔シ實施スルモノトス

四、地域別開發目標數量及擔當企業者ハ別紙第一乃至第五ノ通トス

地域内ノ事業實施地區及其ノ年次別生産目標ハ現地陸海軍之ヲ定ム

註一、昭一八二二四第一部會修正(決定第三二號)

別紙第一

「マングローブパーク」ノ地域別取得目標數量及開發擔當企業者

地域	目標數量(應)	擔當企業者	摘	要
北ボルネオ	四〇、〇〇〇	日産農林工業株式會社 タワオ産業株式會社 日沙商會		
南ボルネオ	四〇、〇〇〇	南洋林業株式會社 南洋印度殖産株式會社 野村東殖産株式會社 住友ボルネオ殖産株式會社 日本タンニン商會株式會社		
スマトラ	三〇、〇〇〇	東山農事株式會社 野村東殖産株式會社 大倉商會株式會社 日本タンニン商會株式會社		
セレベス及ニューギニア	一〇、〇〇〇	南洋興發株式會社 南洋タンニン開發興業株式會社 ブイトン産業株式會社		
マライ	一〇、〇〇〇	三井物産株式會社 丸木貿易株式會社 日本タンニン商會株式會社		
ビルマ	五、〇〇〇	日本タンニン商會株式會社 (註一) 高島屋飯田株式會社		
合計	一三五、〇〇〇			

註一、昭一七七八、一八第六委員會追加

(備考) 一、本目標數量ニ付テハ現地調査ノ結果ニ基キ修正ヲ加フルコトアルベシ

二、本目標數量中ニハ現地ニ於ケル消費數量等一切ヲ含ムモノトス

三、現地ノ狀況等ニ依リ開發擔當者ハ追加スルコトアルモノトス

第二、産業開發

四、「マングローブ・パーク」ノ檢定ニ關シテハ現地軍ニ於ケル事情許ス限り日本タンニン商事ヲシテ之ニ當ラシムルモノトス

別紙第二

「マングローブカッチ」ノ地域別生産目標數量及擔當企業者

地域	目	標	擔當企業者	摘	要
北ボルネオ		一四、〇〇〇	既定ノ通トス	クチン、サンダカン、ブルネーノ三工場ニ於テ實施ス	
南ボルネオ		四、〇〇〇	日本タンニン工業株式会社 臺灣タンニン工業株式会社	ボンチャナツク其他適當ノ地ニ各一個ヲ豫定ス	
セレベス		二、〇〇〇	ブイトン産業株式会社	マカツサルニ豫定ス	
計		二〇、〇〇〇			

(單位 噸)

(備考)

- 一、本目標數量ニ付テハ現地ノ狀況ニ基キ修正ヲ加フルコトアルベシ
- 二、南ボルネオ及セレベス地域ニ於ケル「カッチ」工場ノ設置ノ位置及時期等ニ付テハ現地軍ノ意見ヲ徴シタル上中央ニ於テ之ヲ決定ス

別紙第三

「ガンビル」ノ地域別開發目標數量及擔當企業者

地域	域	ガンビルエキスノ生産目標	農園經營及原住民生産品ノ蒐集擔當企業者	エキス製造擔當企業者	摘	要
スマトラ		一〇、〇〇〇	スマトラ拓殖株式会社	旭タンニン工業株式会社		
南ボルネオ		三、〇〇〇	臺灣拓殖株式会社	臺灣タンニン工業株式会社		
マラ		五、〇〇〇	丸木貿易株式会社	エキス製造工場ヲ設ケズ		
計		一八、〇〇〇				

(單位 噸)

(備考)

- 一、本目標數量ニ付テハ現地調査ノ結果ニ基キ修正ヲ加フルコトアルベシ
- 二、「スマトラ」ノ「キサラン」南方「ガンビル」園同「エキス」工場ノ生産ハ本表中ニ含ムモノトス
- 三、「ガンビル」農園經營擔當企業者及同エキス工場經營擔當企業者ハ現地ノ狀況ニ依リ追加スルコトアルモノトス

別紙第四

「ワットルバーク」生産目標及擔當企業者

地域	域	ワットルバーク生産目標	擔當企業者	摘	要
ジャワ		一〇、〇〇〇 噸	南國産業株式会社 野村東印度殖産株式会社	(備考) 昭一七、五、六第六委員會議決定南方甲地域ニ於ケル農林産資源ニ關スル經營擔當企業者等決定ノ件(第一次)ニ重出シアリ	

(備考)

- 一、「ワットル」樹ノ増殖ニ付テハ必要ニ應ジ右二社ノ外ニ追加スルモノトス
- 第二、産業開發

二、「スマトラ」及北「ボルネオ」ニ付テハ別添計畫スルモノトス
(註一)
別紙第五

鐵木「エツキス」生産目標及擔當企業者

地 域	鐵木エツキス生産目標	擔 當 企 業 者	摘 要
(註一) 大 宮 島	(註一) 年六〇〇萬 (六〇%タンニン)	(註一) 旭タンニン工業株式會社	(註一) 「ロタ」島ノ現「タンニン」企業ト一括經營ノコト

註一、昭一八、二、二四第一部會追加(決定第三二號)

七、「ビルマ」米處理暫定要領

第一、方 針

「ビルマ」産米ハ帝國ノ食糧給源トシテ之ヲ確保ス
對印度輸出杜絶ニ伴フ過剩米ハ當分特別ノ措置ヲ講ジツツ貯藏スルモ資材許セバ逐次「ブタノール」及酒
精ノ現地生産ヲ考慮ス又狀況ニ依リ特殊ノ用途ニ利用スルコトアリ
集貨、精米及輸出ヲ一貫シ帝國ノ把握下ニ統制アル組織ヲ以テ運營ス

昭和十七年七月三十日
第六委員會決定

第二、要 領

- 一、米 作
概ネ從來通りノ米作ヲ維持ス
- 二、對日供給
年度物動計畫決定ノ對日供給ヲ確保ス
- 三、集貨、精米、輸出
左ノ三社ヲシテ之ニ任ゼシメ現地軍ノ指導ニ依リ組合ニ結成ス
日棉實業株式會社
三井物産株式會社
三菱商事株式會社
- 四、貯 藏
敵産精米工場ハ軍管理下ニ右三社ヲシテ概ネ別紙ノ通委託經營セシム
過剩米ニシテ他ニ用途ヲ拓キ得ザルモノハ現地ニ貯藏ス
收容設備、損廢米及金利ノ負擔ハ軍ニ於テ擔當ス

第一、産業開發

五、プタノール及酒精生産

生産目標其ノ他ハ別途之ヲ定ム

六、特殊利用

別途軍ニ於テ計畫ス

別紙

在「ビルマ」敵産精米工場委託經營區分

工場名	所在地	擔當企業者
スチールブラザー第一工場(英)	蘭貢ブズンドン	三井物産株式會社
スチールブラザー第二工場(英)	蘭貢ブズンドン	三菱商事株式會社
エラマンアラカン第二工場(英)	蘭貢ドゥボン	三井物産株式會社
スチールブラザー第四工場(英)	蘭貢ドゥボン	三菱商事株式會社
アングロ・パーマー第二工場(英)	蘭貢カナントウ	三井物産株式會社
アングロ・パーマー第一工場(英)	蘭貢カナントウ	三井物産株式會社
エラマンアラカン第一工場(英)	蘭貢カナントウ	日棉實業株式會社
ジョセフ・ヒーブ(英)	蘭貢カナントウ	日棉實業株式會社

(決定第三十四號)

八、南方甲地域農藥類増産ニ關スル應急對策

第一、方針

南方特産資源ノ活用ニ依ル農藥類ノ補給對策トシテ不取敢デリス及ニコチン劑ノ急速増産ヲ圖リ以テ刻下緊要農産資源ノ開發増産計畫ノ完遂ニ遺憾ナカラシムルト共ニ併セテ日滿支ニ對スル之カ供給ヲ確保セントス

昭和十八年二月二十四日
大東亞省連絡委員會第一會決定

ビヤニセンセンモ(支)	蘭貢カナントウ	日棉實業株式會社
スチールブラザー・モツボン工場(英)	モールメン・モツボン	日棉實業株式會社
エラマンアラカン・モツボン工場(英)	モールメン・モツボン	三菱商事株式會社
スチールブラザー・カラダシ工場(英)	モールメン・カラダシ	三井物産株式會社
エラマン・アラカン(英)	パセイン	日棉實業株式會社
ビルマ・コンパニー(英)	パセイン	日棉實業株式會社

第二、要領

第二、産業開發

一、デリス根ノ生産

(一) 棉花、麻類、其他農産物ノ増産計畫ノ完遂ヲ期スル爲ニ所要ノデリス根ハ各地域毎ニ概ネ自給自足ヲ目標トシ、右農産物ノ栽培擔當者ヲシテ夫々當該擔當地區内所要量ノ増産ニ努メシム

(二) 前項ノ方法ノミニ依リ地域内ノ自給自足ヲ達成シ難キ場合ニ於ケル南方地域ノ補足的需要及日滿支向ノ需要ヲ充足スル爲別ニデリスノ栽培擔當者ヲ選定進出セシム

イ、地域別デリス栽培擔當者及生産目標等別表ノ通

ロ、デリス栽培擔當者ハ生産ト併行シテ現地軍指導ノ下ニ優良種苗ノ育成配布、技術指導及金融等ニ

依リ住民ノ栽培ヲ奨励助成スルモノトス

ハ、デリス栽培擔當者ハ住民ノ生産スルデリス根ノ蒐荷ヲ擔當ス

二、ニコチン劑ノ原料

ニコチン劑ノ原料トシテハ差當リ葉煙草中喫煙用煙草ノ製造ニ伴ヒ生ズル刻屑、屑葉及餘利部分ヲ蒐荷シテ之ニ充ツルモノトス

三、農藥劑ノ製造

(イ) デリス竝ニニコチン劑ハ輸送量輕減ヲ旨トシ、原則トシテ現地ニ於テ製劑スルモノトシ、之ガ爲別表ノ製劑擔當者ヲ進出セシム

(ロ) デリス劑(現地用)製造ノ副資材トシテ必要ナル石鹼類ノ供給等ニ付當該地區ノ油脂工場擔當者ヲシテ之ニ協力セシム

四、除虫菊及砒素劑等ニ付テハ別途考慮ス別表

地域	品目	日滿支期待量	デリス栽培擔當者	製劑擔當者	五ヶ年計畫概數
比律賓	ニコチン劑根	一五〇〇〇	日本農興	日本農興	二、五〇〇〇
マライ及スマトラ	デリス根	二、〇〇〇	交南洋商會	東京亞細亞農藥製	三、〇〇〇〇
北ボルネオ	デリス根		熱帯產共業會	京都亞細亞農藥製	三、〇〇〇〇
ジャワ	デリス根		タキ井種苗	東京亞細亞農藥製	三〇〇〇
海軍主擔任地	デリス根		日南貿易	タキ井種苗	二〇〇〇
合計	ニコチン劑根	二、〇〇〇〇 三五〇〇〇	日南貿易 日南貿易 日南貿易 日南貿易 日南貿易	同 同 同 同 同	七、五〇〇〇 五〇〇〇

備考

- 一、種甸ノ補足的需要ニ對シテハ「マライ」及「スマトラ」地域ヨリ供給スルモノトス
- 二、五ヶ年計畫ノ目標ハ當該地域ノ全生産量(住民生産及自家用栽培ヲ含ム)ヲ示ス

第二、産業開發

右ハ一應ノ概數ナルヲ以テ現地軍ニ於テハ當該地域ノ狀況ニ即應シ實施計畫ヲ樹立スルモノトス
 三、栽培並製煉業者ハ所要ニ應ジ追加スルコトヲ得
 四、「ニコチン」類ノ製造ニ關シテハ内地ニ於ケル専門業者ヲシテ之ニ技術的協力ヲナサシムルコトヲ得

九、南方甲地域林材對策

第一、方 針

昭 和 十 七 年 七 月 二 十 二 日 決 定
 昭 和 十 七 年 十 月 十 九 日 決 定
 昭 和 十 七 年 十 一 月 十 三 日 決 定
 昭 和 十 八 年 六 月 二 十 三 日 決 定
 昭 和 十 八 年 七 月 十 六 日 決 定
 大 東 亞 省 通 商 委 員 會 第 一 部 會 追 加

南方諸地域ニ於ケル林材對策ハ大東亞ヲ通ズル綜合的的林材對策ノ一環トシテ施策スルノ要アルモ差當リ大東亞戰爭完遂上必要ナル木材ノ供給ヲ確保スル爲南方諸地域ニ於ケル森林資源ヲ急速且效率的ニ開發シ併セテ之ガ培養ヲ圖ルモノトス

第二、要 領

一、開發目標

(一) 森林資源ノ開發ハ各地域別ニ差當リ軍需用材、造船及車輛用材、資源開發用材、其ノ他緊急ヲ要スル建築用材等ニ重點ヲ置キ運輸及製材能力ヲ勘案シ開發ノ地區及數量ヲ定ムルモノトス地域別第一

次開發目標數量ハ概ネ別紙第一ノ通トシ約二千萬石トス
 對日漁支供給量ヲ五百萬石ト豫定ス
 註 第一次トハ三年後ニ於ケル年間生産目標ヲ示ス

(二) 國土保安並ニ森林資源保護等ノ爲ニ殖林、伐木計畫等ニ關シテハ永年森林政策ノ見地ニ基キ特ニ考慮スルモノトス

二、開發方式

(一) 森林ハ軍監理トシ之ガ開發ニ當リテハ可及的速ニ各地域各地區毎ニ施策計畫ヲ樹立シ之ニ據ラシムル様措置スベキモ差當リテハ各地域ノ實情ニ適應スル如ク軍直營並ニ擔當企業者ニヨル開發ノ二方式トス

尙現地住民經營ノ分ニ付テハ別途考慮スルモノトス

(1) 軍直營ノモノハ特ニ現地軍ニ於テ必要ト認ムル場合ニ限り之ヲ行フモノトス

(備考) 生産材ハ主トシテ陸海軍需ニ充當スルモノトス

(2) 擔當企業者ニヨル開發ニ付テハ特ニ森林ノ跡地更新ニ留意スルモノトス

(三) 製材業ハ原則トシテ森林伐採業ト一貫的ニ之ヲ行フモノトス

尙製材工場ハ差當リ既存ノモノヲ活用シ必要ニ應ジ新設ヲ考慮スルモノトス

第二、産業開發

三、開發擔當企業者

開發擔當企業者ハ現地既存林材業者中適當ナルモノヲ選定スルモノトス
地域別開發擔當企業者(第一次)ハ別紙第二ノ通

四、統制機關

- (一) 現地軍ノ必要ニヨリ其ノ指示ニ基キ開發擔當企業者ヲ構成員トシ組合ヲ結成セシムルコトヲ得
- (二) ビルマニ付テハソノ「チーク」材ハ世界的重要商品ナルヲ以テ將來ニ於テハ之ガ生産、蒐貨、配給及輸出ヲ一貫的ニ行フベキ國策的企業體ノ設立ヲ考慮スルモノトス

別紙第一

南方甲地域木材第一次開發目標數量

(單位 千石)

用途別	現地				總計
	軍需	船舶、車輛	資源開發	緊急建築	
總計	八、〇〇〇	二、〇〇〇	二、九〇〇	一、一〇〇	一六、〇〇〇
比島	三、五〇〇	九〇〇	一、三〇〇	五〇〇	六、二〇〇
ジャワ	八〇〇	二〇〇	三〇〇	一〇〇	一、四〇〇
スマトラ	五〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	九〇〇
マライ	五〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
ビルマ	一、七〇〇	四〇〇	六〇〇	三〇〇	二、〇〇〇
北ボルネ	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四〇〇
南ボルネ	六〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一、一〇〇
セレベ	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇〇
ギニア	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四〇〇

開發目標數量	對日支要輸送量					其他
	軍需	船舶、車輛	資源開發	緊急建築	其他	
總計	九、六〇〇	二、八〇〇	三、五〇〇	一、一〇〇	四、〇〇〇	二二、〇〇〇
比島	四、五〇〇	一、二〇〇	一、七〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇、一〇〇
ジャワ	八〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	二〇〇	一、七〇〇
スマトラ	五〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一、五〇〇
マライ	五〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一、五〇〇
ビルマ	一、八〇〇	六〇〇	六〇〇	三〇〇	三〇〇	三、六〇〇
北ボルネ	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八〇〇
南ボルネ	九〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一、七〇〇
セレベ	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	六〇〇
ギニア	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九〇〇

註 表中(チ)トアルハチーク材ナリ

別紙第二

各地域別開發擔當企業者

第二、產業開發

1 比律賓

比律賓木材輸出株式會社 日比興業株式會社
 古川拓殖株式會社 日比企業株式會社
 南國企業株式會社 ボルネオ物産商會
 住友商店 安宅産業株式會社
 岩井産業株式會社 南洋物産商會

2 北ボルネオ

日産農林工業株式會社 野村商事株式會社
 タワオ産業株式會社 山田種章商店

3 ビルマ

三井物産株式會社 日棉實業株式會社
 三菱商事株式會社 安宅産業株式會社

(備考) 飯野海運産業ノ追加ニ付別添考慮ス

4 (註四) スマトラ

三井物産株式會社 東山農事株式會社

5 南ボルネオ

日産農林工業株式會社 雪本商會
 大動亞細亞林業株式會社 島田合資會社
 南洋産業株式會社 野村東印度殖産株式會社
 南洋林業株式會社 住友ボルネオ殖産株式會社
 ボルネオ物産商會 日蘭公司
 東滿林業公司

6 セレベス

ブイトン産業株式會社 (註一) 日産農林工業株式會社

7 (註二) ニューギニア

南洋興發株式會社

8 (註三) アンダマン

臺灣拓殖株式會社 (註三) 飯野海運産業株式會社

9 (註五) ニュージーランド

南洋拓殖株式會社

第一、産業開發

註一、昭一七、一〇、二九第六委員會追加
 註二、昭一七、一一、三〇第一會追加(決定第六號)
 註三、昭一八、一二、二四第一會追加(決定第三〇號)
 註四、昭一八、六、五第一會追加(決定第五四號)
 註五、昭一八、七、一六第一會追加(決定第六六號)
 (備考) 各地域共必要ニ應ジ日本木材株式會社(但シ内地ニ於ケル精製材業者ノ南方進出者ヲ包攝ス)ヲ加フルコトヲ考
 慮ス

一〇、南方甲地域ニ於ケル農林産資源ニ關スル經營
 擔當企業者等決定ノ件(第一次)

昭和十七年五月六日
 第六委員會決定

一、松脂關係

事業場	所	在	擔當企業者	備考
タケゴン・メルクシー松林	スマトラ、アチエー州	東山農事		緊密ニ協力セシム (バレット工場、ランバハン工場) (プラバット方面及プラスチック方面)
タケゴン分潤、精製工場	同右	荒川商店		
トバ湖畔メルクシー松林	スマトラ、東海岸州及タバヌリ州	住友本社		

(備考)

(一) 生産目標ハ不取敢從前程度トス
 (二) 上記ノ外スマトラ、アチエー州プランケチャラン方面等ヲモ含メ現地調査ノ結果ヲ綜合シテ各地區別生産目標ヲ決定

二、ガタベルチャ關係

ノ上擔當企業者ノ追加ヲ爲スト共ニ現地當局ニ於テ各地區ノ事業計畫ヲ定ムルモノトス

事業場	所	在	擔當企業者	備考
チベチル農園	西部ジャワ	住友本社		併セテ同地方産野生ガタベルチャノ蒐貨ニ當ラシム
セルボーン農園	マライバハン州	野村東印度殖産		
アエタブル農園	スマトラ東海岸州	スマトラ殖産		
(野生ガタベルチャ蒐貨)	東南ボルネオ州	野村東印度殖産		
(野生ガタベルチャ蒐貨)	西ボルネオ州	住友本社		

(備考)

(一) 住友本社、野村殖産及スマトラ殖産ノ三社ヲシテ生産及蒐貨スベキガタベルチャノ数量等ニ付緊密ニ連絡協議セシムル様指導スルモノトス

(二) マライ所在官營ガタベルチャ園ニ付テハ調査ノ上擔當企業者ノ追加ヲ考慮スルモノトス

三、ワットル・パーク及ガンビル關係

事業場	所	在	擔當企業者	備考
マラバル高原ワットル園	西部ジャワ	野村東印度殖産		(在バンドン、プレス工場ヲ含ム) 緊密ニ協力セシム
キサラン南方ガンビル園	スマトラ東海岸州	スマトラ殖産		
同上ガンビル・エキス工場	同右	旭タンニン		

第二、産業開發

(備考)

- (一) ワットルニ關シテハ上記既存官有林ノ外ジャワ及スマトラノワットル樹栽培適地ヲ調査ノ上擔當企業者ヲ定メ新規植林ヲ爲サシムルモノトス
- (二) 本件ノ外マングローブ・パイクヲ含メ各地域ニ互ル各種タンニン材ノ資源狀況詳トナリタル上タンニン材全體ニ關スル開發計畫ヲ綜合的ニ定ムルモノトシ、必要ニ依リミラボラン等ノ新植ヲモ考慮ス

四、用材關係

事業場	所	在	擔當企業者	備考
E・B・T 製材工場	北ボルネオ、サンダカン		タワオ産業	所要林ノ管理經營ヲ含ム
N・B・T 製材工場	北ボルネオ、サンダカン		日産農林工業	同右

一一、南方甲地域ニ於ケル農林産資源ニ關スル經營擔

當企業者等決定ノ件(第二次)

昭和十七年七月二十二日
第六委員會決定

第二次指定ヲ爲スベキ農林産資源ニ關スル經營擔當企業者左ノ通

一、油桐農園

地域	所	在	擔當企業者	備考
スマサ	サイ			植付面積三、五〇〇英反

地域	所	在	擔當企業者	備考
ピルマ	ラナタ	ラナムシ	ラシオン	國南産業株式會社
				〃 〃 〃
				二、五〇〇
				一、〇〇〇
				三〇〇
				計七、三〇〇英反

二、ゴム園及附屬マシン油工場

地域	所	在	國名	擔當企業者	備考
ピルマ	レィシタン	レィシタン	レィシタン	三五公司	植付面積三、七二八英反 ゴム原料トスルマシン油製造工場アリ

一一、南方甲地域ニ於ケル農林産資源ニ關スル經營擔

當企業者等決定ノ件(第三次)

昭和十七年八月十八日
第六委員會決定

一、米作

地域	進出業者	備考
マライ及スマトラ	東洋拓殖株式會社 臺灣拓殖株式會社 東山農事株式會社	差當り敷産米作地ノ經營及開拓ヲ主トス

第二、産業開發

(決定第四號)

一三、南方甲地域ニ於ケル農林産資源ニ關スル經營擔

當企業者等決定ノ件(第四次)

昭和十七年十一月三十日
大東亞省通商委員會第一都會決定

一、椰子園

地	域	擔當企業者	備	考
ニューギニア				
ニューブリテン		南洋興發株式會社	委託經營ノ範圍ハ現地軍ノ定ムル所ニ依ル	
ニューアイランド				

二、煙草

地	域	擔當企業者	備	考
ニューブリテン		南洋拓殖株式會社	葉煙草ノ栽培及熟煙草ノ製造	

三、米作

地	域	所	在	擔當企業者	備	考
南ボルネオ		バンヂヤルマシン		東洋拓殖株式會社	「ボルネオ」ニ於ケル軍需米ノ充足並ニ食糧米ノ自給自足ヲ目的トス	

四、樹皮纖維並ニ製袋

地	域	擔當企業者	備	考
「モルツケン」	諸島	江川農園	「ガネモ」「ガヨク」其ノ他強韌樹皮纖維ノ採集	
「セレベス」	諸島	南洋製袋株式會社	強韌樹皮纖維ノ採集並ニ之ヲ以テスル製袋事業	

(決定第一七號)

一四、南方甲地域ニ於ケル農林産資源ニ關スル經營擔

當企業者等決定ノ件(第五次)

昭和十八年一月十八日
大東亞省通商委員會第一都會決定

一、農業一般及農産加工

地	域	擔當企業者	備	考
西ニューギニア		南洋興發株式會社	農事一般、味噌香油製造、農産物加工及食糧品	
		三井農林株式會社	農事一般	

第二、産業開發

(決定第二十九號)

一五、南方甲地域ニ於ケル農林産資源ニ關スル經營擔

當企業者等決定ノ件(第六次)

昭和十八年二月二十四日
大東亞省連絡委員會第一部會決定

一、米 作

地	域	擔當企業者	備	考
北	ボルネオ	三井物産株式会社 臺灣拓殖株式会社	一、米作ノ外精米業並精米ノ莫荷配給ヲ兼營セシム 二、三井物産ハ三井農林ヲシテ協力セシム	

二、農業一般(米及蔬菜)

地	域	擔當企業者	備	考
セ	レベス	南洋拓殖株式会社 南洋興發株式会社	「メナド」ヲ中心トス 「マカツサル」ヲ中心トス	
ボ	ルネオ	野村東印度殖産株式会社	「バリクババン」ヲ中心トス	
モ	ルツケ	南洋興發株式会社	「アンボン」ヲ中心トス	

(決定第五十五號)

一六、南方甲地域ニ於ケル農林産資源ニ關スル經營擔

當企業者等決定ノ件(第七次)

昭和十八年六月五日
大東亞省連絡委員會第一部會決定

一、煙草農園

地	域	擔當企業者	備	考
ニ	ユーブリテン	南洋拓殖株式会社 南洋興發株式会社	「ラポール」ヲ中心トス 「ラポール」ヲ中心トス	
西	ニユーギニア	南洋拓殖株式会社	「マノクワリ」ヲ中心トス	
セ	レベス	坪野商店	「ガネモ」「ガヨク」等樹皮纖維ノ採集並ニ之ヲ原料トスル製袋事業	

三、樹皮纖維並ニ製袋

地	域	擔當企業者	備	考
ス	マトラ	米協同星煙草業	廠産煙草農園ノ委託經營	

第二、産業開發

丙、水、畜、産、業、關、係

二、タビオカ農園

地	城	擔當企業者	備	考
ジャ	ワ	三菱商事	敢産園ノ委託經營ニシテ附屬工場ニテ含ム	

三、ココ椰子園

地	城	擔當企業者	備	考
マ	ライ	野村東印度産業	何レモ敢産園ノ委託經營	

四、サイザル園

地	城	擔當企業者	備	考
スマ	トラ	大東倉産業	敢産園ノ委託經營	

一、南方甲地域ニ於ケル漁業關係進出者決定ノ件(第一次)

(決定第三十三號)

昭和十七年七月十七日
 昭和十八年一月二十四日
 大東亞省連絡委員會第一會追加

地域別	土地別	業種	進出者	摘	要
マ ラ イ	昭 南	製水、冷蔵	日本水産株式会社	永福産業公司(大昌公司)トノ資本的關聯ニヨル	
比 律 賓	昭 南 彼 南	漁業	永福産業公司、大城組、金城組等	既存業者	
マ ニ ラ	マ ニ ラ	漁業	南方水産興業組合	既存業者ニシテ軍命ニヨリ出漁済	
ガ ン ボ ア ン ガ	ガ ン ボ ア ン ガ	織製冷蔵 詰藏水業	南洋水産株式会社 (日水系)	既存業者	
ダ バ オ	ダ バ オ	漁業	ダバオ水産株式会社及既存個人業者		(イ)既存業者ニシテ將來ハ統合經營セシムル要アリ現地ニ於テモ此ノ點ニ付協議中
冷製 藏水	ダ バ オ	漁業	ダバオ水産株式会社		

第二、産業開發

比律賓	ジャワ	スマトラ全域	ボルネオ島全域	種甸	マカッサル	玉城組	南洋興發ラシテ協力セシム
ダバオ	ジャカルタ	スラバヤ	パタラシ ランヤ カギミ エルマ シン	漁業	冷製漁業 水産加工	東印度水産株式会社	
南洋水産株式会社 (日水系)	太田興業株式会社	永福産業公司、中尾組、金城組	林業	林業	林業	林業	
(ロ)南洋水産ハ海軍關係ヲ進出濟	既存業者	同右	永福産業公司、玉城組、金城組	ボルネオ水産株式会社 (日水系)	ボルネオ水産株式会社 (日水系)	既存業者	
		海軍關係ニテ進出濟	永福産業公司ハ從來ノ漁場關	從來ノ漁夫ノ經驗ヲ利用ス	從來ノ漁夫ノ經驗ヲ利用ス		

モルツケン	東ニユーギニア	小スンダ諸島	漁業	南興水産株式会社	他臺灣水産株式会社	追テ定ム
アソボイナ	ラボール		冷製漁業 藏水業	南興水産株式会社	他臺灣水産株式会社	金城組其他従前ヨリノ邦人漁業者 ヲシテ協力セシム

註一、昭一八、二、二四第一節會修正(決定第三三號)
備考

- 一、差當リ軍食補給ヲ主トス
- 二、將來ノ進出ニ就テハ大東亞ニ於ケル水産食糧供給上南方水域ニ負荷スベキ數量ニ依リ決定スルヲ要ス
- 三、新規進出ヲ認ムベキ場合ニ於ケル業者ノ選定ハ水産統制方策トノ關聯ニ於テ考慮スベシ
- 四、南方水産興業組合(廣島縣管下漁業者ヲ中核トス)及種甸ノ香川縣、沖繩縣管下業者ハ夫々縣指導ノ下ニ關係業者ヲ一企業經營ニ組織シ進出セシムルモノトス

二、南方甲地域ニ於ケル漁業關係進出者決定ノ件(第二次)

昭和十七年八月十八日
第六委員會決定

地域	根據地	業種	進出者	摘要
比律賓	マニラ	漁業	南洋興水産株式会社	

第二、産業開發

マ	ライ	昭	南	漁	業	林	兼	商	店		
ジ	ヤ	ワ	ジ	ヤ	カ	ル	タ	冷製	凍水	富士製氷株式会社	敵産工場ノ委託經營
種	甸	ラ	ン	グ	ー	ン	冷製	凍水	高岡水産株式会社	敵産工場ノ委託經營	
ク	ラ	ン	グ	ー	ン	漁	業	林	兼	商	店

(決定第十九號)

三、南方甲地域ニ於ケル漁業關係進出者決定ノ件(第三次)

(決定第五十九號)

昭和十八年一月十八日
大東亞省連絡委員會第一會決定
昭和十八年六月五日
大東亞省連絡委員會第二會追加

(註一)

地	域	業	種	進	出	者	摘	要
東	ニ	ユ	ー	ギ	ニ	オ	ア	(ホルランジヤ)及 (ウエラジヤ)
水	産	一	般	東	北	振	興	水産株式会社
西	ニ	ユ	ー	ギ	ニ	オ	ア	(マニユラギニア)
漁	業	水	産	加	工	製	氷	冷
南	興	水	産	株	式	會	社	

註一、昭一八、六五第一會追加(決定第五十九號)

註、本決定中昭一八、二、二四第一會決定(決定第三十三號)ニ依ル事項ハ省略セリ

(決定第三十三號)

四、南方甲地域ニ於ケル漁業關係進出者決定ノ件(第四次)

昭和十八年二月二十四日
大東亞省連絡委員會第二會決定

地	域	土	地	別	業	種	進	出	者	摘	要			
チ	モ	ー	ル	ク	ー	バ	ン	漁	業	冷	藏	水	産	加
南	興	水	産	株	式	會	社							

註、本決定中昭一七、七、一七第六委員會決定(第一次)ノ修正事項ハ省略セリ

(決定第六十號)

五、南方甲地域ニ於ケル漁業關係進出者決定ノ件(第五次)

昭和十八年六月五日
大東亞省連絡委員會第一會決定

地	域	地	點	業	種	進	出	者	備	考
ク	チ	ン								

第二、産業開發

北ボルネオ	サンダカン	製氷、冷蔵	ボルネオ水産株式会社	醸造工場ノ委託經營
ゼツセルトン				

六、南方甲地域ニ於ケル製鹽業關係開發擔當企業者決定ノ件(第一次)

昭和十七年七月十七日
第六委員會決定

事業	地	擔當企業者	備	要
セレベス及小スンダ諸島	臺灣拓殖株式會社	製鹽業關係事業		

七、南方甲地域ニ於ケル畜産資源開發擔當企業者選定ノ件(第一次)

昭和十七年七月十七日
第六委員會決定
昭和十八年二月二十四日
大東亞省通商委員會第一都會追加

地域	擔當企業者	事業内容	備	考
セレベス パ ロンボツク	臺灣畜産興業株式會社	屠畜(註一) 畜産加工業 冷蔵及冷蔵業	(註一) 「セレベス」ニ付テハ「マカツサル」ヲ中心トス	

註一、昭一八、二、二四第一都會追加(決定第三十二號)

(決定第十八號)

八、南方甲地域ニ於ケル畜産資源開發擔當企業者選定ノ件(第二次)

昭和十八年一月十八日
大東亞省通商委員會第一都會決定

地域	擔當企業者	事業内容	備	考
西ニューギニア	南洋興發株式會社	牧畜(牛馬山羊豚鶏)畜産物加工		

(決定第三十二號)

九、南方甲地域ニ於ケル畜産資源開發擔當企業者選定ノ件(第三次)

昭和十八年二月二十四日
大東亞省通商委員會第一都會決定

地域	擔當企業者	事業内容	備	考
マライ及スマトラ	臺灣拓殖株式會社 東洋拓殖株式會社	牧畜業		

第二、産業開發

アングマン	臺灣拓殖株式會社	牧畜業 畜産物加工	
バリ島	富岡商會	ハム、ソーセージ製造	原料ハ臺灣畜産興業株式會社ヨリ供給セシム
南ボルネオ	大東亞食料興業株式會社	農畜産ノ罐詰製造其他加工	
セレベス	野村東印度殖産株式會社	畜産一般	バリツクバパンヲ中心トス
モルツケン	南洋拓殖株式會社	畜産一般	メナドヲ中心トス
ニューブリテン	南洋興發株式會社	畜産一般	アンボンヲ中心トス
	南洋拓殖株式會社	畜産一般	ラポールヲ中心トス

註 本決定中昭一七、七、一七第六委員會決定(第一次)修正事項ハ省略セリ

(決定第五十六號)

一〇、南方甲地域ニ於ケル畜産資源開發擔當企業者選定ノ件(第四次)

昭和十八年六月五日
大東亞省連絡委員會第一會決定

地域	擔當企業者	事業内容	備考
北ボルネオ	日本畜産増殖株式會社	牧畜業並附帶事業	

一一、南方甲地域ニ於ケル皮革對策及擔當企業者選定

ニ關スル件

(決定第五十七號)

昭和十七年七月二十二日
昭和十七年八月十八日
昭和十七年八月十八日
昭和十八年六月五日
大東亞省連絡委員會第一會追加

一、方針

大東亞ニ於ケル皮革需要ノ現状ニ鑑ミ南方甲地域ニ於テ牛原皮(水牛原皮ヲ含ム)ノ生産及收買ヲ促進シ其ノ收買ヲ確保スルト共ニ現地製革業ノ整理改善ヲ圖リ以テ大東亞ニ於ケル皮革ノ自給體制ノ確立ニ資セントス

二、要領

(一) 南方甲地域ニ於テ牛原皮年一七〇萬枚ノ生産ヲ確保シ差當リ年一一〇萬枚ノ内地運送ヲ圖ルモノトス
地域別生産額ニ遵テ敷別表第一ノ通トス

(二) 前號ノ内地運送ヲ實施スル爲原住民ノ牛皮及水牛皮ノ消費ヲ統制スルト共ニ豚皮ノ地場消費ヲ獎勵

第二、産業開發

- スルモノトシ現地消費量ヲ別紙第一ノ通トス
- (三) 現地ニ於ケル軍需及民需ヲ充足スル爲各地域間ノ融通ハ現地軍ニ於テ實施スルモノトス
 - (四) 現地生産ノ原皮ハ處理不完全ナルヲ以テ屠殺、仕立及荷造ヲ改善シ原皮ノ仕立ハ成ルベク藥乾皮ニ依ル如ク指導スルモノトス
 - 尙畜牛ノ改良増殖ニ就テハ別途考慮ス
 - (五) 原皮生産並ニ收買等ニ關スル開發擔當企業者ハ本邦ニ於ケル原皮取扱業者、畜産業者及現地專業者中適格者ヲ選定シ(別表第二ノ如ク定ム)收買ノ合理化機構ノ改善ニ當ラシムルモノトス
 - (六) 現地ニ於ケル製革業ハ概ネ小規模且技術素劣ナルモ現地消費ニ應ズル爲必要ノ度ハ之ヲ保持スルモノトシテ既存工場ヲ復舊整理シ成シ得ル限り邦人業者中技術ト實力ヲ有スル適格者ヲ進出セシメテ之ガ經營ニ當ラシムルモノトス(別表第三ノ如ク定ム)

別表第一

牛原皮ノ需給計畫表

地域	単位	原皮生産數	内地移入數	現地消費數	摘
比 律 賓 千 枚		三三〇	一五〇	一八〇	一、年産一萬枚以下ノ地域ハ一應除外ス

要

マ	ラ	イ	ク	ニ	〇	〇	二〇
ジ	ヤ	ワ	ス	マ	ト	ラ	ク
七	三	〇	四	八	〇	二	五
ビ	ル	マ	ク	三	八	〇	一
五	二	〇	九	〇	一	四	〇
セ	レ	ベ	ス	バ	リ	ロ	ン
一	〇	〇	九	〇	一	〇	〇
計	ク	ク	ク	一	七	〇	〇
				一	一	〇	〇
				六	〇	〇	〇

二、現地消費ハ各地域間彼此融通ヲ考慮ス

(備考)

- 一、内地邊境數ハ生産ノ狀況其他ノ條件ニ依リ増減スルコトアリ毎年度ノ實行ハ物動計畫ニ準據スルモノトス
- 二、生産ノ關係ニ依リ現地消費ニ充當スベキ數ヲ減少スル場合ハ原皮其他ヲ代用スルモノトス

別表第二

牛原皮ノ開發擔當企業者

地 區	別 業 者	擔 當 企 業 者			摘
		大倉産業株式會社	三菱商事株式會社	日本原皮株式會社	
比 律 賓					要

第二、産業開發

北	ボルネオ	三井物産株式会社
ジ	ヤワ	日本原皮株式会社 臺灣畜産興業株式会社 兼 松 商 店
ビ	ルマ	高島屋製園株式会社
ス	マニラ	日本原皮株式会社 三井物産株式会社 兼 松 商 店
マ	ラネイ	日本原皮株式会社
南	ボルネオ	三井物産株式会社
セ	レベス、バリ、ロンボック	臺灣畜産興業株式会社

(備考)
一、各地域内ニ於ケル地区別擔當企業者ノ擔當區分ハ現地軍ニ於テ決定スルモノトス

別表第三

製革工場擔當企業者表

地域	場所	製革能力限度	擔當企業者	備考
比律賓	マニラ	一〇〇千枚乃至一五〇千枚	秋元皮革株式会社	
ジャバ	スラバヤ (註一) ジャカルタ	二五〇千枚乃至三〇〇千枚	山陽皮革株式会社 (註一) 日本皮革株式会社	關米製革工場ノ委託經營
マライ	昭南附近	二〇千枚乃至五〇千枚	朝鮮皮革株式会社 (註二)	
ビルマ	ラングーン附近	五〇千枚乃至一〇〇千枚	帝國皮革株式会社 (註一)	英米製革工場ノ委託經營
バリ島		二〇千枚	臺灣畜産興業株式会社	
スマタラ	暹南定ム		朝鮮皮革株式会社	

- 二、既存業者ハ各地域ニ於テ夫々擔當企業者ノ收買ニ極力協力セシム
- 三、現地ノ状況ニ應ジ擔當企業者ハ追加スルコトアルベシ
- 四、日本原皮株式会社ヲ除ク各社ハ現地軍ノ事情許ス限リ交易ニ關スル手續ヲ日本原皮株式会社ニ委託スルモノトス

註一、昭一七八、一八第六次委員會議
註二、昭一八、六、五第一回會追加(決定第五十七號)
第二、産業開發

丁、工業關係

(備考)

- 一、既存工場ノ復興ヲ主トスルモノトス
- 二、敵性工場ノ管理及邦人企業ニ轉換ヲ適當トスルモノニ付擔當者ヲ選定セシモノトス
- 三、製菓能力ト現實ノ操業トハ一致セザルコトアルベク能力トシテハ努メテ經濟單位ノ規模トシ且彈力ヲ保持セシムルモノトス

一、南方甲地域ニ於ケル紡織工場擔當企業者等選定ノ件

(第一次) 昭和十七年七月二十二日
 第六委員會決定
 (第二次) 昭和十七年八月十八日
 第六委員會決定

南方甲地域ニ於ケル紡織工場擔當企業者等差當リ左ノ通トス
 一、紡織工場(稍、大ナルモノ)擔當企業者

地域	場所	工場名	擔當企業者	備考
シヤ	テガ	シヤワ織布會社	倉敷織績株式會社	
ガ	ロ	ブリアンダール糸織績會社	東洋紡績株式會社	未納付紡績(約三萬圓)ヲ納付セシム
マ	マ	デマタ紡績會社	吳羽紡績株式會社	
ビ	ミン	ステイルプラザ1 ス社紡績工場	富士瓦葺紡績株式會社	
(註)	イン	メリヤス工場(印度)	東京織績株式會社	經營指導又ハ委託經營

(註一) 昭一七八、一八第六委員會決定(第一次)
 (備考) (一) 差當リ操業ハ現地需要ノ一部ヲ充足スル程度トシ復舊ハ必要最小限度ニ止ムルモノトス
 (二) 手持原棉並ニ原絲ノ使用規制ヲ行フト共ニ極力現地產雜纖維ノ利用促進ニ努ムルモノトス
 (三) 棉花增產計畫(第六委員會決定)ニ基テ各地域生産棉花ハ大東亞ニ於ケル聯合的配分計畫ニ基テテ各地域消費量ヲ決定スルモノトス

第二、産業開設

(四) 備前紡績、大日本紡績及天和紡績ノ各社ニ付テハ將來之ガ進出ニ付考慮ス

二、小規模織布工場ニ付テハ逐次本邦中小織布業者ヲシテ擔當セシムルモノトス差當リ考慮スベキ織布工場
左ノ通

地域	所在	工場名	備考
ジャワ	ボジョネゴロ	ムリアム織布工場	
	パンドン	パンドン織布工場	
	マラソン	ピントングバリ織布工場	
	パンドン	シイルケン織布工場	

三、左ノ紡績工場ハ差當リ大日本紡績聯合會ヨリ指導員ヲ派遣シ之ガ運営ニ協力セシム

地域	所在	工場名	指導者	備考
比島	マニラ	ナショナルデベロプメント會社紡績工場	大日本紡績聯合會	

(決定第四十四號)

一、對南方紡績設備移駐計畫要綱

昭和十八年四月二十七日
大東亞省連絡委員會第一會決定
昭和十八年七月二十五日
大東亞省連絡委員會第一會修正

第一、方針

南方地域ニ於ケル衣料ノ逼迫化ニ鑑ミ現地ニ於ケル原棉及雜纖維生産ノ進捗ニ即應シ且本邦物資動員計畫ニ勘案シテ本邦紡績機ヲ移駐シ以テ現地軍民需衣料調辦ノ應急的處置ヲ講ゼントス
差當リ五箇年後ニ於テ原住民衣料所要量ノ五割程度自給ヲ目途トスルモ優先的ニ軍需ヲ充當ス

第二、要領

一、移駐目標

- 南方甲乙兩地域ニ對シ昭和二十一年迄ニ内地遊休設備タル精紡機一二二萬錠、織機三八千臺並ニ所要ノ染色加工設備及修理施設ヲ移駐ス
但シ右ニ依レバ南方甲乙兩地域ノ適正所要紡績機數量ニ對シ尙不足量精紡機約一三〇萬錠、織機五萬臺アルヲ以テ紡績設備ノ豫備保留ニ當リテハ之ガ考慮ヲ拂フモノトス
- 各地域ニ於ケル既存設備並ニ新タニ移駐スル紡績及織機ノ綜合的配分ヲ考慮シ紡績兩設備ノ間ニ均衡ヲ保タシムル如ク移駐ヲ行フ
- 五箇年後ニ於ケル地域別移駐目標並ニ其ノ年次計畫ヲ別表一ノ如ク概定ス但シ之ガ實施ニ當リテハ左

第一、産業開發

ヲ考慮ス

(一) ビルマニ村ヲハ情況ニ依リマライニ工場ヲ設置シ其ノ製品ノ供給ヲ考慮スル等關聯的處置ヲナ

(二) 佛印及泰ニ就テハ現地ノ原棉生産計畫ノ進捗ヲ見タル場合ニ於テ適宜考慮ス

四、諸實企業者及其ノ會社別移駐目標ハ別表二ノ如ク豫定スルモ之ガ實施ニ當リテハ原棉生産狀況視察ニ船
舶調査等ヲ勸業シ適宜變更ヲ加アルコトアルモノトス

現有休止施設ニ對スル各社別移駐規模ノ均衡ハ甲乙兩地域ノ第二次進出又ハ支那ヘノ移駐ノ場合ニ之
ガ調整ヲ圖ルモノトス

五、差當リ昭和十八年度移駐計畫左ノ如シ

地 域	擔當企業者	精 紡 機 織	備 考
比 律 賓	大和紡績株式会社 日清紡績株式会社 皇羽紡績株式会社 合致紡績株式会社 東洋紡績株式会社	二五、〇〇〇 二〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇	一、〇〇〇 八〇〇
シ ャ ヲ	東洋紡績株式会社	三〇、〇〇〇	

地 域	擔當企業者	精 紡 機 織	備 考
ス マ ト ラ	日東紡績株式会社 (註一)	二〇、〇〇〇	八〇〇 合併後移駐 織機四〇〇臺ハ織布事業者分
マ ラ イ	福島朝日 (註一) 東洋紡績株式会社	二〇、〇〇〇	八〇〇 合併後移駐 織機四〇〇臺ハ織布事業者分
ビ ル マ	富士瓦斯紡績株式會社	六〇、〇〇〇	
マ レ ン ス	大日本紡績株式会社 德洲紡績株式会社 東洋紡績株式会社	三〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇	一、二〇〇 一、二〇〇 同 同 織機六〇〇臺ハ織布事業者分
計		三〇五、〇〇〇	七、〇〇〇

(註一) 昭一八、七、二五第一號會修正(決定第七三號)

六、現地生産ノ棉花ハ輸送力ノ許ス限リ内地期待量運送ニ努ムルモノトス之ガ爲移駐工場ハ雜糧雜ノ利用
ニ極力努ムルノ外情況ニ應ジ操短スルコトアルモノトス

七、廉合的原料消費策トシテ、ガラ紡績ノ活用ニ努ム

別表一

地 域	移 駐 目 標	昭 和 十 八 年 度	昭 和 十 九 年 度	昭 和 二 十 年 度	昭 和 二 十 一 年 度	摘 要
比 律 賓	一、二〇千 四、八百千	一、四八五	一、四八五	一、三〇〇	一、二〇〇	北ボルネオ分ヲ含ム
シ ャ ヲ	一、三六〇千 一、〇〇千	七〇	二二五〇	四九〇	四八〇	

第二、産業開發

別表二

擔當企業者	年度	地区	右概定移駐計畫ハ要スレバ官民合同ノ現地調査ヲ行ヒタル上確定計畫タラシム								
			比島	ジャワ	スマトラ	マライ	ビルマ	セレベス	小計		
吳羽紡績株式会社											
日清紡績株式会社											
大和紡績株式会社											
倉敷紡績株式会社											
東洋紡績株式会社											
日東紡績株式会社											
富士瓦斯紡績株式会社											
(註一) 朝日(製糸)紡績株式会社											
大日本紡績株式会社											
鐘淵紡績株式会社											
計											

合	佛	小	右概定移駐計畫ハ要スレバ官民合同ノ現地調査ヲ行ヒタル上確定計畫タラシム				小計	佛	泰	總計
			マ	ビ	セ	ル				
ス	マ	ト	ラ	イ	ラ	二	一			
八〇	三二	三〇	二〇	二〇	二〇	二	一			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			
三二〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五			

(備考) 右概定移駐計畫ハ要スレバ官民合同ノ現地調査ヲ行ヒタル上確定計畫タラシム

(單位 右側千圓 左側百圓)

擔當企業者	年度	地区	右概定移駐計畫ハ要スレバ官民合同ノ現地調査ヲ行ヒタル上確定計畫タラシム								
			比島	ジャワ	スマトラ	マライ	ビルマ	セレベス	小計		
倉敷紡績株式会社											
東洋紡績株式会社											
日東紡績株式会社											
富士瓦斯紡績株式会社											
(註一) 朝日(製糸)紡績株式会社											
大日本紡績株式会社											
鐘淵紡績株式会社											
計											

註一、昭一八、七、二五第一部會修正(決定第七三號)
 (備考) 一、右ノ機械ノ過半數ハ織布業者ノモノトシ此ノ場合紡績會社ヲ中核トシ其ノ指導統率ノ下ニ移駐セシム
 二、第一年ハ昭和十八年度トス
 (註) 備考一、二、三トアリタルヲ一ヲ削除シニラ一ニ三ヲ二ニ訂正ス。昭一八、七、二五第一部會修正(決定第七三號)

三、南方甲地域煙草工場委託經營ニ伴フ暫定對策

昭和十七年八月十八日
 第六委員會決定
 昭和十七年九月十二日
 第六委員會修正

南方甲地域煙草工場委託經營ハ左記事項ニ基キ之ヲ決定ス

- 一、葉煙草ノ生産總量ハ差當リ種類ノ調整ヲナシツツ現狀以上ヲ維持ス現地生産ノ葉煙草ハ大東亞ニ於ケル需給計畫ニ組入ルルト共ニ現地消費分ハ差當リ軍ニ於テ各工場ニ統制配分スルモノトス
- 二、南方各地域需要ノ紙巻煙草用紙ハ原則トシテ内地ヨリ供給スルヲ立前トシ現地生産分(輪移入ヲ含ム)ハ總テ軍ニ於テ買上ノ上各工場ニ對シ配當ヲ行フモノトス
- 三、製造煙草(輪移入ノモノヲ含ム)ハ軍ニ於テ買取販賣ヲナスヲ本則トス
- 四、現地煙草製造工場ハ暫定措置トシテ別表ノ通業者ニ委託經營セシムルモ煙草製造機械等ノ移駐ハ當分ノ間之ヲ行ハシメザルモノトス
- 五、大東亞煙草事業ニ關スル全體方針決定シタル時ハ右方針ニ則リ本格的措置ニ移行スルモノトス此ノ場合本措置ハ何等ノ拘束ヲナスモノニアラズ

(註一) 昭一七九、一二第六委員會修正

(別表)

煙草工場委託經營擔當者

地 區 別	所 在 地	擔 當 業 者	備 考
比 律 賓 馬 尼 拉	協和煙草株式會社		

ジ ャ	ワ	スラバヤ、チエリボン	衛 保	英米系ノモノヲ操業
ジ ャ	ワ	ジャカルタ	東洋煙草株式會社	和蘭系ノモノヲ操業

(備考) 其他ノ地域ニ付テハ別表ニ添ス

(決定第三十五號)

四、南方甲地域ブタノール工業對策

(附) 燃料用酒精工業應急對策

昭和十八年三月一日
大東亞省通商委員會第一都會決定

第一、方 針

南方甲地域ノ糖業ヲ基礎トスル急速且大規模ナルブタノール工業ノ振興ヲ圖ル

第二、要 領

- 一、南方甲地域ニ於ケルブタノール工業第一次生産目標(ソルベメント收量)左ノ如シ
- 比 律 賓 年 産 一〇萬噸
- マニラ 年 産 二〇萬噸
- 第一、産業開發

右完成ハ概ネ三箇年ヲ目途トス但シ資材調達ノ可能ナル限リ極力促進ニ努ム

二、ブタノール工場ニ改装スベキ製糖工場又ハアルコール工場ハ敵産工場ヲ充當ス

擔當企業者ハ醱酵ブタノール工業又ハ酒精工業ノ經營會社及優秀ナル化學工業會社中熱意ト實力トヲ有スルモノヨリ之ヲ選定ス

現地ノ實狀ニ依リ右擔當企業者ヲシテ當該工場附屬蔗園ヲモ一貫的ニ經營セシムルコトヲ得ルモノトス

地域別擔當企業者及企業ノ規模ハ別表第一ノ通トシ逐次當該年度毎ニ現地ニ進出セシム

三、ブタノール工場改装用資材ノ供給及技術指導ニ關シテハ別途關係省ニ於テ協議スルモノトス

四、ブタノール工業ノ主原料トシテハ差當リ甘蔗又ハ砂糖トシ極力滯貨砂糖ノ消化ニ努ムルモ必要ニ應ジキヤツサバ、玉蜀黍、サゴ等澱粉質原料ノ利用ヲモ考慮ス

(附) 燃料用酒精工業應急對策

一、酒精工業ノ本格的進出ニ就テハ別途考慮スルモノトシ差當リ現地ニ於ケル代用燃料ニ充當スル爲ブタノール工業ニ支障ヲ來サザル限度ニ於テ既存施設ノ利用等ニ依リ酒精工業ノ培養ヲ計ルモノトス
 之ガ原料トシテハ糖蜜ノ外要スレバ砂糖又ハ蔗汁ニ依ルモノトス

二、敵産酒精工場ニ關スル擔當企業者トシテハ其ノ所屬スル製糖工場(ブタノール工場ト爲ルモノヲ含ム)ノ擔當者、其ノ他ノモノニ付テハ別表第二ニ掲グル企業者トス
 別表第一

醱酵ブタノール工業地域別擔當企業者表

年 度	地 域 分 区	比 律		規 模	
		企 業 者	規 模	企 業 者	規 模
一七	昭和農産加工株式會社	二	萬 噸	合 同 酒 精 株 式 會 社	三 萬 噸
		二	萬 噸	大 日 本 製 糖 株 式 會 社	二 萬 噸
一八	臺灣製糖株式會社	二	萬 噸	明 治 製 糖 株 式 會 社	二 萬 噸
		二	萬 噸	株 式 會 社 壽 屋	二 萬 噸
一九	南洋興發株式會社 日本窒素肥料株式會社 鐘淵實業株式會社	二	萬 噸	臺 灣 拓 殖 株 式 會 社	三 萬 噸
		二	萬 噸	追 テ 定 ム	八 萬 噸
二〇	年度以降	追 テ 定 ム		追 テ 定 ム	

(備考) 規模ハソルベント年産能力ヲ示シ概ネ當該年度ニ完成スルモノトス但シ昭和十七年度ノ分ニアリテハ次年度上半年迄ニ完成スベキモノトス

酒精工場擔當企業者表

- 比律賓
- 三井物産株式会社
 - 三菱商事株式会社

五、スマトラ「トバ」湖第一期發電工事ニ關スル件
(決定第四十七號)

昭和十八年五月七日
大東亞省連繫委員會第一會決定

- 一、蘭印時代着手セル敵産工事ノ一部ヲ利用セル「ウイル、ヘルミナ」發電所(「アサハン」第二發電所)二十萬「キロ」ノ内差當リ第一期工事トシテ十五萬七千「キロ」ヲ自途トシ速ニ土建工事ニ着工シ發電機入手後概ネ二ケ年内ニ竣工セシム
- 二、右發電工事ノ擔當者ハ日本窒素肥料株式会社トス
- 三、發電工事ハ差當リ概ネ現地勞力資材ヲ利用スル範圍ニ於テ行フモノトシ内地等ニ期待セザルヲ得ザル

資材及設備ニ關シテハ別ニ定ムルモノトス

(備考)

- 一、發生電力ノ利用(利用擔當業者ヲ含ム)並ニスマトラ、トバ湖ノ電力ヲ中心トスル綜合的工業開發計畫ハ別途研究スルモノトス
- 二、發電局建設ハ之ヲ五〇「サイクル」トスルモノトス

六、南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第一次)

昭和十七年四月二十日
第大委員會決定

一、ゴム加工工業

委託經營工業	所	在	擔當企業者	備	考
ゴッドイヤー工場	ジャワ、ボゴール	日本	タイヤ		
昭南ゴム工場	昭南	市横濱	ゴム	東洋物産ヲシテ動力セシム	

(備考)

- (一) 操業ハ差當リ現有設備ニ依ル生産ヲ以テ概ネ現地需用ヲ充足スルヲ目途トス
- (二) 南方諸地域ニ對スル自動車關係タイヤノ販路規制ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
- (三) 將來昭南ゴム工場等ニタイヤ工場ヲ培養セシムルコトヲ考慮ス

二、セメント工業

第二産業開發

委託經營工場	所 在	擔當企業者	備 考
バダン・セメント	スマトラ西海岸州	淺野セメント	
セブ・セメント	比律賓セブ島	小野田セメント	
リサール・セメント	比律賓呂宋島リサール州		
ビルマ・セメント	緬甸タエミョー	磐城セメント	他方面ヨリ遊休設備ヲ移駐セシムルモノトス
(新設)	マライ適當地點		

(備考) 操業ハ差當リ現地ニ於テ必要トスル範圍トス

三、タンニン材工業

委託經營工場	所 在	擔當企業者	備 考
サンダカン工場	北ボルネオ	阿波商事ラシテ協同セシム	
ブルネー工場	北ボルネオ	朝鮮タンニン工業ラシテ協同セシム	
クチン工場	北ボルネオ(サラワク)	日本タンニン工業ラシテ協同セシム	

四、電力事業

委託經營ノ對象	所 在	擔當企業者	備 考
一、現有設備ノ復舊及運轉 二、現地自活ニ必要ナル程度ノ電力開發	比 律 賓	臺灣電力	現地ニ於テ自家發電ニ依ルヲ可ト認ムルモノヲ除ク

七、南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第二次)

昭和十七年七月十七日 第六委員會決定

一、電力事業等擔當企業者

種 類	程 度	所 在	擔 當 企 業 者	摘 要
電 力	現有設備ノ復舊及運轉並ニ現地自活ニ必要ナル程度ノ開發	マライ	日本發送電株式會社	同社ヨリ軍屬トシテ三十六名派遣中
瓦 斯	固定資産 五〇萬比 製造能力 五〇〇立方尺 日額 六四五〇名 日額 六四五〇名 從業員 五五〇名	大マニラ市	臺灣瓦斯株式會社	同社ヨリ軍屬トシテ十二名派遣中

(備考) 現地ニ於テ自家發電ニ依ルヲ可ト認ムルモノヲ除ク

二、機械工場等ノ委託經營

(イ) マ ラ イ

名 稱	所 在	工場ノ種類	概 況	處理方法	擔 當 企 業 者
ユニテツ ドエンヂニ ヤ工場	昭南市リバ 11バレーロ 1ド	昭南及マライ第一ノ 民間機械工場	一、創設 一九一七年頃米英系 資本 八〇〇萬弗 二、敷地 一〇、〇〇〇平方尺 三、各種工作機械 一三〇基 四、各工機 二五基 五、至五噸キニ一ボラ 三基	委託經營	東京芝浦電氣株式會社

第二、産業開發

工場名	所在地	工場の種類	従業員数	設備	処理方法	担当者
ボルスミ工場	ナラバヤ市	各種板金製作及鍍金	六五四三二一 製造部 製造員 100名 検査部 検査員 50名 事務部 事務員 30名 計 180名	委託經營	日立製作所	
ブライト	ナラバヤ市	各種土木工務用	五四三二一 製造部 製造員 100名 検査部 検査員 50名 事務部 事務員 30名 計 180名	委託經營	日立製作所	
新興公司	ナラバヤ市	各種機械、モートル汽	五四三二一 製造部 製造員 100名 検査部 検査員 50名 事務部 事務員 30名 計 180名	委託經營	追テ定ム	
ヒューズ工	ナラバヤ市	各種板金製作及鍍金	六五四三二一 製造部 製造員 100名 検査部 検査員 50名 事務部 事務員 30名 計 180名	委託經營	日立製作所	
火燭瓦工	ナラバヤ市	各種板金製作及鍍金	六五四三二一 製造部 製造員 100名 検査部 検査員 50名 事務部 事務員 30名 計 180名	委託經營	日立製作所	
子工	ナラバヤ市	各種板金製作及鍍金	六五四三二一 製造部 製造員 100名 検査部 検査員 50名 事務部 事務員 30名 計 180名	委託經營	日立製作所	

工場名	所在地	工場の種類	従業員数	設備	処理方法	担当者
ファイデレ ニヤレンゲ	クアランプ	機械部品ノ製造	二一 製造部 製造員 100名 検査部 検査員 50名 事務部 事務員 30名 計 180名	委託經營	東京多浦電機株式会社	
ホラステ ランドセ レバエ	クアランプ	機械部品ノ製造	二一 製造部 製造員 100名 検査部 検査員 50名 事務部 事務員 30名 計 180名	委託經營	追テ定ム	
ジャカルタ マシナ ブリック	クアランプ	土木工務用	二一 製造部 製造員 100名 検査部 検査員 50名 事務部 事務員 30名 計 180名	委託經營	三菱電機株式会社	
スマラン市	クアランプ	土木工務用	二一 製造部 製造員 100名 検査部 検査員 50名 事務部 事務員 30名 計 180名	委託經營	三菱電機株式会社	
リンデ	クアランプ	土木工務用	二一 製造部 製造員 100名 検査部 検査員 50名 事務部 事務員 30名 計 180名	委託經營	三菱電機株式会社	

(ロ) ジャヤ

フルカイン 工所	スラバヤ	機械修理工場	四 三二一 從工建資 業物作機坪本 員設機坪本 備置	三 八〇〇 五 〇〇〇 〇 三〇〇 名基臺坪系	委託經營	追テ定ム
ダノノ 物工場	スラバヤ	鑄物製作	四 三二一 從工分建資 業物作工坪本 員機坪本 備置	二 八〇〇 七 〇〇〇 〇 三〇〇 名基臺坪坪系	委託經營	追テ定ム
電氣修理工 場	スラバヤ	電動機具ノ修理	四 三二一 從工建資 業作機坪本 員機坪本 備置	二 三〇〇 五 六〇〇 〇 〇〇〇 名基臺坪系	委託經營	追テ定ム
造兵廠	バンドン	兵器ノ製造修理	四 三二一 從工建資 業物作機坪本 員機坪本 備置	當分直營	軍	
ジャカルタ 機械製作所	ジャカルタ		三二一 從工建資 業物作機坪本 員機坪本 備置	二 五〇〇 三 四〇〇 〇 〇〇〇 名基臺坪坪	委託經營	追テ定ム
ジャカルタ 工所	ジャカルタ	軍用各種工具	二 一三〇 〇 〇〇〇 名基臺坪	委託經營		追テ定ム
スラブミ 工所	スラブミ		二 七〇〇 二 八〇〇 名基臺坪	委託經營		追テ定ム

(備考)
 (1) 工場操業ハ概ネ復舊ノ程度トス
 (2) 本表擔當企業者欄中「追テ定ム」トアルモノニ付テハ本邦中小工業者ヨリ適當ナル者ヲ選定シ之ニ追加ス
 (3) 右選定ハ陸軍及商工省協議ノ上之ヲ行ヒ實施スルモノトス

八、南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第三次)

一、麻工場

地域	所在	工場ノ種類	處理方法	擔當企業者	備考
ジャワ	マラン附近ク パンジャン ジョクジャカ ルタ東方クラ テン スマラン南方 テンガラン	製麻及麻袋工場 (蘭系)	委託經營	小泉製麻株式 會社 大阪製麻株式 會社	(一) 各工場別擔當ハ南方甲地域 類(子麻及黃麻)増産計畫要綱ニ 依ル開發擔當地域ト調和セシム ル如ク現地軍ニ於テ決定ス (二) 現地産原料ニ依ル麻袋製造 ヲ主トス

昭和十七年八月十八日
第六委員會決定

二、ゴム製品等工場

地域	所在	工場ノ種類	處理方法	擔當企業者	備考
ジャワ	ジャカルタ附 近	パイチャ製靴工場(チ ニコ系)	委託經營 又ハ 經營指導又ハ 委託經營	日華護謨工業 株式會社	ゴム靴ヲ主トス
ビルマ	ラングリン	ビルマゴム工場 (印度系)	委託經營	日華護謨工業 株式會社	ゴム靴ヲ主トス

第二、産業開發

三、製紙工場

地域	所在	工場ノ種類	處理方法	擔當企業者	備考
ジャワ	バンドン附近	製紙工場	委託經營	三興製紙株式會社	
ジャワ	スラバヤ方面 ルチエス	製紙工場	委託經營	山野製紙所	
比律賓	ネグロス島 イロス	製紙工場	委託經營 經營指導又ハ 委託經營	三興製紙株式會社	

四、印刷關係等

地域	所在	工場ノ種類	處理方法	擔當企業者	備考
ジャワ	ジャカルタ	ゴルフ印刷工場及附屬 インク工場	委託經營	凸版印刷株式會社	差當り一般印刷トス
ジャワ	スラバヤ	ヤコブソンインク工場	委託經營	パイロツト萬年筆株式會社	

五、燐寸工場

地域	所在	工場ノ種類	處理方法	擔當企業者	備考
ビルマ	ラングーン	燐寸工場	委託經營	日産製林工業株式會社	
比島	マニラ	燐寸工場	經營指導	日産製林工業株式會社	

六、食料品工業

地域	所在	工場ノ種類	處理方法	擔當企業者	備考
ビルマ	ラングーン	製粉工場	委託經營	日産製粉株式會社	
比島		サン、ミグール、ビール 會社	委託經營	大日本麥酒株式會社	BBBビール會社ラシナ協力セシ
ジャワ		ハイネッケン、ビール 會社	委託經營	日産製粉株式會社	
ジャワ		アーキベル、ビール 會社	委託經營	日産製粉株式會社	
マライ		マライ、ビール會社	委託經營	日産製粉株式會社	
マライ		アトキベラゴ、ビール 會社	委託經營	大日本麥酒株式會社	
ビルマ		マンダレー、ビール會社	委託經營	高砂麥酒株式會社	

九、南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第四次)

(決定第七號)
昭和十七年九月十二日
第六委員會決定
昭和十七年十一月三十日
大東亞省通商委員會第一號修正

一、電力事業

程	度	所	在	委託經營擔當企業者	摘	要
現有設備ノ復舊及運営並ニ 現地自活ニ必要ナル程度ノ 開設	北	ボルネオ	當分ノ内直營	關東配電株式會社	大日本電力ヨリ十名臺灣電力ヨリ三名軍屬トシテ派遣中	
	南	ボルネオ	關東配電株式會社	日發ヨリ十二名軍屬トシテ派遣中		
	ス	マトラ	日本發送電株式會社			
	セ	レベス	日本發送電株式會社			
	レ	ベス	日本發送電株式會社			

(備考)

- (一) 現地ニ於テ自家發電ニ依ルヲ可ト認ムルモノヲ除ク
- (二) 委託經營セシムル時期ハ現地軍ト打合セノ上決定ス
- (三) 他ノ會社ヲシテ協力セシムルヲ要スル場合(既往ノ決定ノモノヲモ含ム)ハ主務官廳間ニ於テ協議決定ス
- (四) スマトラノ電力事業ニ付テハ「トバ」湖附近ノ電力開設(現在朝鮮鴨綠江電力久保田豐ヲシテ調査中)ニ件ヒ別途考慮スルモノトス
- (五) ジャワ島ニ先發セル電力事業復舊運営委員ノ處理ニ關シテハ主務官廳間ニ於テ之ヲ定ム

二、電球工業

名	稱	所	在	概	況	委託經營擔當企業者	摘	要
ファイリツプス工場 (眞空管設備ヲ含ム)	ス	ラ	バ	ヤ	オランダ系年産一 八〇萬個技術優秀	東京芝浦電氣株式會社	(註一) 設備ノ破損ナシ	

註一、昭一七、一八、一三〇第一會修正(決定第七號)
備考 東京芝浦電氣ハファイリツプスノ技術ヲ本邦業者ニ對シ公開スルモノトス

三、造船工業

地名	位	置	工場名	施設ノ概要	處理方法	擔當企業者
昭南	北	北	昭南北坪工場	約八〇噸スベリ第一機械施設アリ職工約二〇人	陸軍直營	
マニラ	右	右	バンドガカン工場	約五〇噸スベリ第一機械施設アリ職工約三〇人	委託經營	木造船建造業者
同	右	右	フォンタサンタナ工場	約一〇〇噸ドック一約二〇〇噸スベリ第一機械類アリ職工五〇人	委託經營	木造船建造業者
同	右	右	第一工場	約三〇〇/四〇〇ドック一岸壁類海上トラクタ三ノ修理可能機械職工一七〇人	委託經營	株式會社播磨造船所
同	右	右	第二工場			
ジャカルタ	同	同	同			

第二、産業開發

買	スラバヤ	北ボルネオ	ペラワン	暹バタビヤ港
		サンダカン	ペラワン工場	第三工場
	北岸工場	サンダカン工場		
フアンドロリー		ヘーボツ製菓及木造工場		
約三〇〇人	約一五〇人	約三〇〇人	約一〇〇人	約一〇〇人
委託經營	委託經營	委託經營	委託經營	委託經營
三重工業株式會社	石橋鐵工所	木造船建造業者	木造船建造業者	木造船建造業者

〔備考〕 木造船建造業者ニ委託經營セシムル時期及現地軍ニ於テ之ヲ定ム

(決定第七號)

一〇、南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第五次)

昭和十七年十一月三十日
大東亞省建設委員會第一部會決定

一、食糧品工業

地域	場所	業種	工場名	處理方法	擔當企業者
ジャバ	ジャカルタ	製菓	ヘランキ製パン工場	委託經營	渡邊製菓株式會社
スラバヤ	モールトン製パン工場	同	同	同	同
マラヤ	アカシヤ「ビスケット」工場	同	同	同	同
マラヤ	マラン水飴工場	同	同	同	同
ジャバ	牛乳	牛乳共同處理工場	經營指導	同	明治製菓株式會社

二、其ノ他工業

地域	場所	業種	工場名	處理方法	擔當企業者	備考
ジャバ	バンドン	ゴム加工	ユウワ、ラバーワ	委託經營	東京ゴム工業株式會社	資本金四〇〇萬ルター 機械設備 蒸氣機 電氣モーター一三〇其他 従業員現在五一 職前 ホリス 三〇〇米、 マスクス 三〇〇個、 パツキング 八萬個程度
スマタラ	各地	機械製作	十六工場	同	日本水産株式會社	資本金一〇〇萬ルター(糯米) 製作所 キユーボラー 一〇八

第二、産業開發

比 律 實	マニラ	電池製造	ナショナル、エレクトリック社	委託經營	松下電氣産業株式會社	資本金 一、二五〇〇〇比 貸付金 五、〇〇〇〇比 電話用 五、〇〇〇〇比 日産式乾電池 五、〇〇〇〇比 日産式乾電池 五、〇〇〇〇比 日産式乾電池 五、〇〇〇〇比 日産式乾電池 五、〇〇〇〇比 日産式乾電池 五、〇〇〇〇比
マ	ライ	昭南市	ガラス製瓶工場	ガラス製瓶工場	麒麟麥酒株式會社	

(註) 本決定中昭一七、九、一二第六委員會決定(第四次)ノ修正事項ハ省略セリ

(決定第十二號)

一一、南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第六次)

昭和十七年十二月二十八日
大東亞省連絡委員會第一會決定

一、セメント工場

建設地點	地 域	擔當企業者	備 考
マカツサル附近	セレベス	小野田セメント	「マカツサル」附近ノ石灰岩ヲ採掘使用セシム

二、伸鐵工場

建設地點	地 域	擔當企業者	備 考
マカツサル	セレベス	岩井産業	伸鐵並ニ關係鐵工業

(決定第十四號)

一二、南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第七次)

昭和十八年一月十八日
大東亞省連絡委員會第一會決定
昭和十八年二月二十四日
大東亞省連絡委員會第一會決定
昭和十八年六月五日
大東亞省連絡委員會第一會追加

一、木造船建造

地 域	地 點	擔當企業者	協 力 者
南ボルネオ	パンジャルマシン	徳島造船所	野村東印度殖産株式會社
〃	パリンガ	共榮興業株式會社	川崎重工業株式會社
〃	トロンチア	昭和組工務所	鋼管物産株式會社
〃	ポロンチア	日 公 司	住友物産株式會社
〃	レダラ	ボルネオ興業株式會社	住友物産株式會社
〃	マカツサル	株式會社播磨造船所	南太平洋運輸株式會社
〃	マカツサル	新南興業組合	南洋倉庫株式會社
〃	ブートン	メナド造船製材株式會社	南太平洋貿易株式會社

第二、産業開發